

＊北海道公報

発行 北海道
(総務部法制文書課)
電話 011-231-4111
(内線 22-265)
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

目次	ページ
規 則	
○北海道地方競馬実施条例施行規則の一部を改正する規則.....	(農政課) 40
告 示	
○特定非営利活動法人の設立の認証申請.....	(生活振興課) 40
○応急入院指定病院の指定.....	(保健予防課) 41
○生活保護法による医療機関の指定.....	(保護課) 41
○生活保護法による指定医療機関等の変更(廃止)の届出.....	(保護課) 42
○生活保護法による施術機関の指定.....	(保護課) 43
○生活保護法による介護機関の指定.....	(保護課) 43
○生活保護法による指定介護機関等の変更(廃止)の届出.....	(保護課) 45
○大規模小売店舗立地法第5条第1項(新設)の届出.....	(地域産業課) 46
○大規模小売店舗立地法附則第5条第1項(変更)の届出(2件).....	(地域産業課) 47
○特定調達契約に係る落札者等の公示.....	(農産園芸課) 50
○石狩後志海区における共同漁業の漁場計画.....	(漁業管理課) 50
○石狩後志海区における区画漁業の漁場計画.....	(漁業管理課) 69
○一般競争入札による道有財産(林業機械)の売払い.....	(林業振興課) 70
○知事権限に係る保安林の指定の解除の予定.....	(治山課) 71
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定.....	(治山課) 71
○一般競争入札の資格に関する公示.....	(建設部総務課) 72
○一般競争入札の実施.....	(建設部総務課) 73
○公共測量の実施の通知(2件).....	(建設部総務課) 73
○河川区域の廃止等により生じた廃川敷地等.....	(河川課) 74
○道路の区域の変更.....	(道路整備課) 74
○道路の供用の開始.....	(道路整備課) 75
○道路の区域の決定及び供用の開始.....	(道路整備課) 75
○道路の区域の変更及び供用の開始.....	(道路整備課) 75
○公有水面の埋立ての免許の出願.....	(砂防災害課) 76
○公有水面の埋立ての承認.....	(砂防災害課) 77
○公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功認可.....	(砂防災害課) 78

○土地区画整理組合の理事の氏名等の届出.....	(都市環境課) 78
○土地区画整理組合の定款の変更の認可.....	(都市環境課) 78
○土地区画整理組合の事業計画の変更の認可.....	(都市環境課) 78
○平成15年度及び平成16年度における競争入札に参加する者に必要な資格等の一部改正.....	(出納局総務課) 79
○北海道収入証紙の元売りさばき人及び売りさばき人の指定の一部改正(物品管理課).....	79
公 表	
○争議行為の通知.....	(労政福祉課) 79
○普通肥料の検査の結果の概要.....	(道産食品安全室) 79
○特殊肥料の検査の結果の概要.....	(道産食品安全室) 80
○道立噴火湾パノラマパークビジターセンター等整備運営事業に関する特定事業の選定.....	(公園下水道課) 80
公 告	
○平成15年度宅地建物取引主任者資格試験の実施.....	(建築指導課) 80
支 庁 告 示	
○種馬鈴しょ集荷販売業者の登録事項の変更.....	81
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了.....	81
○種馬鈴しょ集荷販売業者の登録事項の変更.....	81
○建築基準法による一定の複数建築物の認定.....	82
○特定調達契約に係る入札の公告.....	82
支 庁 公 告	
○公募型プロポーザルの実施.....	83
札幌医科大学告示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示(2件).....	84
道教育庁釧路教育局告示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示.....	85
道収用委員会告示	
○公示による通知.....	85
道公安委員会告示	
○風営適化法施行条例第4条第1項の規定に基づく営業時間の特例の日の指定.....	85

公布された規則のあらまし

北海道地方競馬実施条例施行規則の一部を改正する規則(規則第70号)
1 趣旨

創刊111周年 道民も観光客も共々楽しめる北海道。

地方競馬の公正確保を図るため、出走投票に係る馬について所要の改正を行うとともに、競馬に關与することの禁止又は停止の処分に係る事由の追加を行うこととするため、この規則を制定することとした。

2 内容

- (1) 馬主が出走投票をすることができる馬について、きゅう舎（道が管理するきゅう舎及び北海道競馬事務所長の認定を受けたきゅう舎に限る。）に、競走に出走する日から起算して北海道競馬事務所長が別に定める日数前に入りゅうしている馬に限ることとした（第30条関係）。
- (2) 不正な目的をもって名義貸しの禁止の規定に違反した馬主等について、競馬に關与することを禁止し、又は停止することとした（第67条関係）。
- (3) (1)に違反した馬主等に対して戒告し、又は期間を定めて調教等を停止することとした（第70条関係）。

3 施行期日

この規則は、公布の日から施行することとした。

規 則

北海道地方競馬実施条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年6月6日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第70号

北海道地方競馬実施条例施行規則の一部を改正する規則

北海道地方競馬実施条例施行規則（昭和52年北海道規則第64号）の一部を次のように改正する。

第25条第1項中「第30条第1項」の次に「及び第2項」を加える。

第30条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 馬主が前項の出走投票をすることができる馬は、きゅう舎（道が管理するきゅう舎及び北海道競馬事務所長の認定を受けたきゅう舎に限る。第101条において同じ。）に、競走に出走する日から起算して北海道競馬事務所長が別に定める日数前に入りゅうしている馬とする。

第32条第1項及び第2項中「同条第2項」を「同条第3項」に改める。

第67条中「第12号」を「第15号及び第16号」に改め、同条第13号中「省令別表第1の3、18又は20に掲げるいずれかの規定により」を「前号に該当する者を除くほか、」に改め、同

号を同条第16号とし、同条中第12号を第15号とし、第8号から第11号までを3号ずつ繰り下げ、第7号の次に次の3号を加える。

- (8) 不正な目的をもって第95条の規定に違反した馬主
 - (9) 不正な目的をもって第96条の規定に違反した者
 - (10) 前2号の違反に係る馬を事情を知って預託を受けた調教師
- 第70条第1項第2号中「第31条」を「第30条第2項、第31条」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

北海道告示第1036号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により公告する。

平成15年6月6日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 申請のあった年月日 平成15年5月1日
- (2) 特定非営利活動法人の名称 国際芸術文化協会
- (3) 代表者の氏名 高尾 桂子
- (4) 主たる事務所の所在地 虻田郡虻田町字青葉町33番地63
- (5) 定款に記載された目的 この法人は、芸術文化会館の運営と作品発表機会の提供や研修会の開催など、芸術を志す人の育成や伝統的な芸術文化の発展・継承及び新たな芸術文化の創造に関する活動を通じ、芸術文化の振興と地域の活性化に寄与するとともに、国際的な文化交流に関する事業の実施を通じて国際協力の推進に寄与することを目的とする。
- 2(1) 申請のあった年月日 平成15年5月1日
- (2) 特定非営利活動法人の名称 北海道観光バージョンアップ協議会
- (3) 代表者の氏名 眞田 俊一
- (4) 主たる事務所の所在地 札幌市中央区大通西2丁目9
NTT大通2丁目ビル2F
- (5) 定款に記載された目的 この法人は、北海道の主要産業である観光産業を一層発展させるため、観光産業における人材育成や、北

北海道産の食材活用をすすめるためのフォーラム開催、道外・海外への情報発信や、新たな視点からの観光開発のための企画提案などをおこない、北海道経済の活性化と雇用の創出に寄与することを目的とする。

- 3(1) 申請のあった年月日 平成15年5月8日
- (2) 特定非営利活動法人の名称 北海道定期借地借家権推進機構
- (3) 代表者の氏名 池脇 昭二
- (4) 主たる事務所の所在地 札幌市中央区宮の森3条1丁目4番1号
- (5) 定款に記載された目的 この法人は、一般消費者に対して定期借地借家権の普及に関する事業を行い、美しいまちづくりの推進と良質な住宅等の普及促進に寄与することを目的とする。

- 4(1) 申請のあった年月日 平成15年5月9日
- (2) 特定非営利活動法人の名称 ひつじのかい
- (3) 代表者の氏名 飯田 隆雄
- (4) 主たる事務所の所在地 札幌市豊平区西岡2条10丁目2番3号
札大校宅K-1号
- (5) 定款に記載された目的 この法人は、文化活動や地域の情報発信活動等を通しての街興しを、地元の支持をいただきながら推進することによって、一つでも多く観光スポットを創り、地域活性化の起爆剤に貢献することを目的とする。

- 5(1) 申請のあった年月日 平成15年5月13日
- (2) 特定非営利活動法人の名称 北海道日本伝統文化振興協会
- (3) 代表者の氏名 堀江 淳
- (4) 主たる事務所の所在地 札幌市西区二十四軒1条5丁目5番1号
- (5) 定款に記載された目的 この法人は、日本の伝統文化である呉服文化の継承と振興に関する事業や、呉服文化を通じて日本の伝統文化を海外および在留外国人に紹介する国際親善事業の実施を通じて、地域の伝統文化の発展と向上に寄与することを目的とする。

- 6(1) 申請のあった年月日 平成15年5月14日
- (2) 特定非営利活動法人の名称 経営アドバイザーネットワーク協会

- (3) 代表者の氏名 岩城 秀晴
- (4) 主たる事務所の所在地 札幌市中央区南1条西4丁目1番地
4丁目プラザ8F 岩城税務会計事務所内
- (5) 定款に記載された目的 この法人は、事業を営む個人、地域活動団体及び法人事業者等の運営責任者等を対象とする経営管理全般に係る情報の提供、研修、相談業務等を行い、また、公的資格等を有し経営管理指導に携わるもの（アドバイザー）、及び営業、技術、事務、IT等特定の業務分野に高度な職務経歴を有し技能指導に携わる者（実務エキスパート）を対象とした倫理規定の定義、研修といった事業経営アドバイザーの資質向上とその水準の維持を図る事業の実施を通じて、地域経済の振興と地域活動の発展を図り、もって地域全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

北海道告示第1037号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律123号）第33条の4第1項の規定により、応急入院指定病院を次のとおり指定した。

平成15年6月6日

北海道知事 高橋 はるみ

精神病院の名称	開設者	所在地	指定年月日
J A北海道厚生連帯 広厚生病院	北海道厚生農業協同 組合連合会	帯広市西6条南8丁目 1番地	平成15. 5.15

北海道告示第1038号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成15年6月6日

北海道知事 高橋 はるみ

名称又は氏名	所在地又は住所	指定年月日
医療法人社団越前谷脳神経クリニック	小樽市稲穂2丁目9番10号	平成15. 4. 1
竹江整形外科医院	北見市光西町181番地	同 15. 5.15
医療法人社団苫小牧皮膚科クリニック	苫小牧市花園町3丁目12-1	同 15. 4. 1

医療法人社団玄洋会 メンタルケアわかくさ	苫小牧市若草町5丁目1番5号	平成15. 4. 1
ぬまのはた皮フ科	同 字沼ノ端590番地の16	同 15. 5. 1
ひのいで医院	千歳市青葉6丁目17-20	同 15. 3.28
どうちん内科・消化器科	滝川市栄町2丁目5番13号	同 15. 4. 1
医療法人札幌中央病院 あつた中央クリニック	厚田郡厚田村大字別狩村17番地	同
小樽掖済会病院附属古平診療所	古平郡古平町大字浜町644番地	同
医療法人小野沢整形外科	空知郡上富良野町南町2丁目1054番地301	同
女満別中央病院	網走郡女満別町西4条4丁目1番29号	同 15. 5. 1
社会福祉法人北海道社会事業協会 洞爺病院	虻田郡虻田町字高砂町126番地	同
医療法人緑の里 遠藤医院	川上郡標茶町旭2丁目4番19号	同 15. 4. 1
医療法人明生会 訪問看護ステーションハロー	網走市桂町4丁目7番11号	同 15. 5.19
社団法人北海道総合在宅ケア事業団 中標津訪問看護ステーション	標津郡中標津町西10条南9丁目1番地4	同 14.12.12
新光ファミリー歯科	小樽市新光2丁目24-18	同 15. 4. 1
医療法人社団千樹会 るもいファミリー歯科	留萌市宮園町3丁目39-2	同 15. 5. 1
医療法人社団しんとみ歯科医院	千歳市新富1丁目13番12号	同 15. 4. 1
医療法人社団真鶴会村山歯科 村山歯科真狩診療所	虻田郡真狩村字真狩35番地	同
しみず歯科医院	夕張郡由仁町三川緑町135	同 8. 4. 1
新十津川パンダ歯科	樺戸郡新十津川町字中央309番地1	同 15. 4. 1
医療法人社団 ひがし十勝病院	中川郡幕別町字千住193番地4	同 15. 5.20
アイランド薬局長都店	千歳市北信濃231-115	同 15. 4.15
かしま調剤薬局	伊達市鹿島町62番地2	同 15. 5. 1
株式会社ナカジマ薬局 あかつき調剤薬局	紋別郡雄武町字雄武1482番15	同 15. 4. 1
株式会社摩周調剤薬局	川上郡弟子屈町泉2-3-5	同 15. 3.15

とおり届出があった。

平成15年6月6日

北海道知事 高橋 はるみ

名称又は氏名	所在地又は住所	届出の内容
越前谷脳神経クリニック	小樽市稲穂2丁目9番10号	平成15. 3.31 廃止
三柴整形外科医院	北見市光西町181	同 15. 4.30 同
医療法人社団空知産婦人科医院	岩見沢市7条西7丁目18番-1	同 15. 5.20 同
村井医院	網走市北6条西1丁目	同 11. 6. 3 同
苫小牧皮膚科クリニック	苫小牧市花園町3丁目12-1	同 15. 3.31 同
医療法人社団玄洋会 若草クリニック	同 若草町5丁目3番1号	同
ひのいで医院	千歳市青葉6丁目17-20	同 15. 3.27 同
内科胃腸科柴田医院	滝川市栄町2丁目5番13号	同 15. 3.31 同
特別養護老人ホーム清華園 医務室	上磯郡上磯町追分4丁目11番13号	同 15. 5. 1 同
厚田村国民健康保険診療所	厚田郡厚田村大字別狩村17番地	同 15. 3.31 同
小樽掖済会病院附属古平診療所	古平郡古平町大字浜町54番地	同
社会福祉法人北海道社会事業協会 余市病院仁木診療所	余市郡仁木町北町1丁目4番地	同
小野沢整形外科	空知郡上富良野町南町2丁目1054-301	同
特別養護老人ホーム幸豊ハイツ医務室	虻田郡豊浦町字大岸151番地2	同
社会福祉法人北海道社会事業協会 洞爺病院	同 虻田町字洞爺湖温泉町144番地90	同 15. 4.30 同
社会福祉法人北海道社会事業協会 協会診療所	虻田郡虻田町字月浦44番地40	同
社会福祉法人北海道社会事業協会 高砂診療所	同 字高砂町125番地46	同
遠藤医院	川上郡標茶町旭2丁目4番19号	同 15. 3.31 同
中標津町立計根別診療所	標津郡中標津町字計根別南2条西3丁目57	同 14. 1.14 同
中標津医院	標津郡中標津町東13条北6丁目2番地	同 15. 1.16 同

北海道告示第1039号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により、指定医療機関等から次の

医療法人明生会 訪問看護ステーションハロー	網走市桂町4丁目1番7号	平成15. 3.31	廃止
社団法人北海道総合在宅ケア事業団 中標津訪問看護ステーション	標津郡中標津町東13条南7丁目1番地1	同 14.12.11	同
医療法人新光ファミリー歯科	小樽市新光2丁目24-16	同 15. 3.31	同
るもいファミリー歯科	留萌市宮園町3丁目39-2	同 15. 4.30	同
厚田村国民健康保険診療所(歯)	厚田郡厚田村大字別狩村17番地	同 15. 3.31	同
村山歯科真狩診療所	虻田郡真狩村字真狩35番地	同	
龍方歯科医院	夕張郡由仁町三川緑町135	同 8. 3.31	同
町立歯科診療所	樺戸郡新十津川町字中央309番地	同 15. 3.31	同
道東歯科	野付郡別海町別海西本町29番地	同 15. 1.16	同
鈴木歯科診療所	標津郡中標津町東8条南1丁目	同 6. 2.27	同
ナカジマ薬局本店	帯広市西7条南7丁目2の6	同 15. 5. 1	休止
花川わかば薬局	石狩市花川北4条3丁目5番2号	同 15. 4.15	廃止
ナカジマ薬局御影店	上川郡清水町御影	同 8. 3.31	同
ナカジマ薬局本通店	河西郡芽室町本通り4丁目19	同 15. 2.28	同
たかつ薬局中標津店	標津郡中標津町東4条北1丁目2番地	同 8.12.30	同
十倉鍼灸治療院	函館市本町11番11号	昭和55.11.20	同
氏家鍼灸マッサージ療院	網走市北7条西1丁目	平成14.10.20	同
社団法人北海道総合在宅ケア事業団 長沼訪問看護ステーション	夕張郡長沼町南町2丁目3番1号 長沼町総合保健福祉センター内 (変更前)長沼訪問看護ステーション (変更後)長沼地域訪問看護ステーション	同 15. 4. 1	変更(名称)
日本調剤室蘭薬局	室蘭市山手町3丁目7番1号 (変更前)室蘭市山手町3丁目17番3号 (変更後)室蘭市山手町3丁目7番1号	平成15. 5. 1	変更(住所)

名称又は氏名	所在地又は住所	指定年月日
みずの整骨院	亀田郡七飯町鳴川町177-4	平成15. 4. 1
十倉鍼灸治療院	函館市五稜郭町32-15	同 15. 5. 1

北海道告示第1041号
生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により、介護扶助のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画又は施設介護を担当させる機関を次のとおり指定した。
平成15年6月6日

北海道知事 高橋 はるみ

名称又は氏名	サービスの種類	所在地又は住所	指定年月日
ヘルパーステーション やすらぎ	訪問介護	苫小牧市青雲町2丁目21番17号	平成15. 3.28
株式会社セフティファースト	同	北見市新生町60番地の5	同 15. 5. 1
ヘルパーステーション ハッピー登別	同	登別市幌別町1丁目15番地2	同 15. 4. 1
株式会社コムスン帯広東ケアセンター	同	帯広市東4条南14丁目6	同 15. 5.12
株式会社コムスン苫小牧東ケアセンター	同	苫小牧市美園町2-3-6	同 15. 5. 1
株式会社コムスン苫小牧東ケアセンター	居宅介護支援	同	同
社会福祉法人緑明会ケアサービスはまなす	訪問介護	網走市桂町4丁目7番11号	同 15. 4. 1
社会福祉法人緑明会ケアサービスはまなす支援事業所	居宅介護支援	同	同
訪問介護事業所土筆	訪問介護	滝川市東滝川町4丁目14番8号	同
居宅介護支援事業所土筆	居宅介護支援	滝川市東滝川町4丁目14番8号	同 14. 6. 1
特定非営利活動法人いぶりたすけ愛・優サービス(ヘルプ)	訪問介護	登別市新川町3丁目7番地19	同 15. 4. 1
特定非営利活動法人いぶりたすけ愛・優サービス(ケアプラン)	居宅介護支援	登別市新川町3丁目7番地19	同

北海道告示第1040号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条において準用する同法第49条の規定により、医療扶助のための施術を担当する施術機関を次のとおり指定した。
平成15年6月6日
北海道知事 高橋 はるみ

ヘルパーステーション ファミリー	訪問介護	東川町北町5丁目4番10号 キャメルビル	平成15. 5. 1	デイサービスセンター あやめ湯	通所介護	函館市堀川町10番4号	同	15. 5. 9
指定居宅介護支援事業 所ファミリー	居宅介護支援	東川町北町5丁目4番10号 キャメルビル	同	デイサービスセンター もとまち	同	岩見沢市元町2条東3丁目 6番地	同	15. 5.14
中垣脳神経外科病院	訪問看護	滝川市西町1丁目2番5号	同 13. 9. 1	さいわいデイサービス センター	同	紋別市幸町7丁目1-10紋 別市総合福祉センター	同	15. 4. 1
医療法人明生会訪問看 護ステーションハロー	同	網走市桂町4丁目7番11号	同 15. 4. 1	デイサービスセンター アンデルセンの丘	同	登別市富岸町1丁目7番地 8	同	
訪問リハビリテーショ ンぶりまべら	訪問リハビリ テーション	同	同 15. 5. 1	デイサービスセンター ぶらっと・よいち	同	余市町黒川町8丁目26番地	同	15. 4.28
医療法人明生会介護老 人保健施設あるかさる	通所リハビリ テーション	同	同 15. 4. 1	勤医協よいちデイ・サ ービスセンター	同	同 黒川町12丁目46番地	同	15. 5. 1
医療法人明生会介護老 人保健施設あるかさる	短期入所療養 介護	同	同	有限会社リアンデイサ ービスセンターえみな	同	岩見沢市南町8条1丁目4 番8号	同	15. 4. 1
医療法人明生会介護老 人保健施設あるかさる	介護老人保健 施設	同	同	有限会社リアングル ープホームえみな	痴呆対応型共 同生活介護	岩見沢市南町8条1丁目4 番8号	同	
介護保険相談センター こにふぁー	居宅介護支援	同	同	岩内協会病院指定通所 リハビリテーション事 業所「ななかまど」	通所リハビリ テーション	岩内町字高台209番2	同	15. 5. 1
社会福祉法人北海道社 会事業協会洞爺病院	訪問看護	虻田町字高砂町126番地	同 15. 5. 1	女 満 別 中 央 病 院	通所リハビリ テーション	女満別町西4条4丁目1番 29号	同	
社会福祉法人北海道社 会事業協会洞爺病院	訪問リハビリ テーション	同	同	同	短期入所療養 介護	女満別町西4条4丁目1番 29号	同	
社会福祉法人北海道社 会事業協会洞爺病院	居宅療養管理 指導	同	同	同	介護療養型医 療施設	女満別町西4条4丁目1番 29号	同	
社会福祉法人北海道社 会事業協会洞爺病院	短期入所療養 介護	同	同	グループホーム第3や わらぎ	痴呆対応型共 同生活介護	函館市桔梗町379番48号	同	
北海道社会事業協会洞 爺病院	介護療養型医 療施設	同	同	グループホームあい	痴呆対応型共 同生活介護	同 昭和3丁目29番47号	同	
訪問看護ステーション かしわのもり	訪問看護	鹿追町南町1丁目4番地4	同 15. 1. 1	グループホームシンフ ォニ	痴呆対応型共 同生活介護	小樽市星野町5番25号	同	15. 4.14
居宅介護支援事業所か しわのもり	居宅介護支援	同	同	グループホームふれあ いみなみ野1・2	痴呆対応型共 同生活介護	帯広市稲田町西2線7- 157	同	15. 4.15
社団法人北海道総合在 宅ケア事業団中標津訪 問看護ステーション	訪問看護	中標津町西10条南9丁目1 番地4中標津町総合福祉セ ンター	同 14.12.12	グループホームふれあ いみなみ野館	痴呆対応型共 同生活介護	帯広市西17条南41丁目4- 14	同	15. 5.31
中標津ケアプラン相談 センター	居宅介護支援	中標津町西10条南9丁目1 番地4中標津町総合福祉セ ンター	同	医療法人社団北星会グ ループホームふぁみり あ	痴呆対応型共 同生活介護	北見市北3条西3丁目13番 地アスタービル	同	15. 4. 7
パ ー ク 薬 局	居宅療養管理 指導	幕別町緑町21番地	同 15. 4. 1					

グループホームなごみ	痴呆対応型共同生活介護	北見市無加川町413番10	平成15. 5. 1	医療法人北翔会介護プランセンターほろむい	同	岩見沢市幌向南2条3丁目315番地	同	15. 4.28
グループホームゆー&あい向陽	痴呆対応型共同生活介護	同 北1条東2丁目2番地	同 15. 4. 7	社会福祉法人滝川市社会福祉協議会居宅介護支援事業所すずらん	同	滝川市明神町1丁目5番29号	同	15. 4. 1
痴呆対応型共同生活介護事業所グループホームすまいる	痴呆対応型共同生活介護	恵庭市和光町4丁目8番1号	同 15. 5.10	社会福祉法人滝川市社会福祉協議会居宅介護支援事業所すずかけ	同	滝川市江部乙町東13丁目1番60号	同	
グループホーム恵風	痴呆対応型共同生活介護	恵庭市緑町129番地	同 15. 5.20	医療法人社団誠仁会よいち介護相談センター	同	余市町山田町201番地5	同	15. 4.22
グループホーム延寿園	痴呆対応型共同生活介護	余市町黒川町12丁目3番地	同 15. 4. 1	北海道告示第1042号				
グループホームおおきな家	痴呆対応型共同生活介護	長沼町西町1丁目3番20号	同 15. 3.28	生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から次のとおり届出があった。				
グループホームまごころ	痴呆対応型共同生活介護	栗沢町字最上293 - 1	同 15. 5. 1	平成15年6月6日				
グループホームたんぼぼ	痴呆対応型共同生活介護	帯広市東5条南14丁目1番地1	同 15. 4.21	北海道知事 高橋 はるみ				
有料老人ホームハイツしらかば	特定施設入所者生活介護	帯広市東5条南14丁目1番地1	同	名称又は氏名	サービスの種類	所在地又は住所	届出の内容	
株式会社ハートウェル函館店	福祉用具貸与	函館市石川町5 - 1	同 15. 5.19	函館西部ケアプラン相談センター	居宅介護支援	函館市豊川町1番5号	平成14.12.11	廃止
有限会社ライフサービスレンタル部	同	室蘭市幌萌町43番3号	同 15. 4. 1	株式会社ハートウェル函館店	福祉用具貸与	函館市宮前町20番19号	同 15. 5.18	同
苫小牧ひまわり薬局	同	苫小牧市見山町1丁目8番23号	同	医療法人社団医修会指定居宅介護支援事業者ことぶき	居宅介護支援	室蘭市東町2丁目29番5号	同 15. 3.31	同
有限会社むらかみケアサービス福祉用具貸与事業所	同	帯広市西22条南3丁目30番地	同 15. 5. 1	ケアサービスはまなす指定訪問介護事業所	訪問介護	網走市南4条東2丁目5番地	同	
有限会社むらかみケアサービス指定居宅介護支援事業所	居宅介護支援	帯広市西22条南3丁目30番地	同	ケアサービスはまなす指定居宅介護支援事業所	居宅介護支援	網走市南4条東2丁目5番地	同	
函館西部ケアプラン相談センター	同	函館市宝来町23番10号	同 14.12.12	医療法人明生会網走脳神経外科病院	訪問リハビリテーション 居宅療養管理指導 短期入所療養介護	網走市桂町4丁目1番7号	同	
居宅介護支援事業所ステラ	同	同 松陰町11番5号カーサ松陰101号	同 15. 6. 1	医療法人明生会網走脳神経外科病院居宅介護支援事業所	居宅介護支援	網走市桂町4丁目1番7号	同	
居宅支援事業所のぞみ	同	小樽市若竹町8番12号	同 15. 5.10					
医療法人社団医修会指定居宅介護支援事業者ことぶき	同	室蘭市寿町1丁目5番3号	同 15. 4. 1					

網走脳神経外科病院	介護療養型医療施設	網走市桂町4丁目1番7号	平成15. 3.31	廃止	社団法人北海道総合在宅ケア事業団長沼訪問看護ステーション	訪問看護	長沼町南町2丁目3番1号長沼町総合保健福祉センター	平成15. 4. 1	(変更・名称)	
医療法人明生会訪問看護ステーションハロー	訪問看護	網走市桂町4丁目5番6号	同		(変更前)社団法人北海道総合在宅ケア事業団長沼訪問看護ステーション					
デイケアセンターあばんて	通所リハビリテーション	網走市桂町4丁目1番7号	同		(変更後)長沼地域訪問看護ステーション					
滝川市中央居宅介護支援事業所	居宅介護支援	滝川市明神町1丁目5番29号	同		長沼ケアプラン相談センター	居宅介護支援	長沼町南町2丁目3番1号長沼町総合保健福祉センター	平成15. 4. 1	(変更・名称)	
滝川市居宅介護支援事業所すずかけ	同	滝川市江部乙町東13丁目1番60号	同		(変更前)長沼ケアプランセンター					
ヘルパーステーションハッピー登別	訪問介護	登別市幌別町1丁目9番地ミナミハイツ201	同		(変更後)長沼地域ケアプランセンター					
特定非営利活動法人いぶりたすけ愛・優サービス(ヘルプ)	同	登別市新川町4丁目3番地	同		指定居宅介護支援センター	居宅介護支援	苫小牧市しらかば町6丁目22番6号	平成13. 5. 1	休止	
特定非営利活動法人いぶりたすけ愛・優サービス(ケアプラン)	居宅介護支援	登別市新川町4丁目3番地	同		北海道告示第1043号					
有限会社ライフサービス(レンタル部)	福祉用具貸与	伊達市梅本町16番地の7	同		大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から新設について届出があった。					
勤医協余市診療所	通所リハビリテーション	余市町黒川町12丁目46番地	同	15. 4.30	同	なお、同法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により平成15年10月6日までに北海道釧路支庁商工労働観光課に到着するよう提出することができる。				
社会福祉法人北海道社会事業協会洞爺病院	訪問看護 訪問リハビリテーション 居宅療養管理指導	虻田町字洞爺湖温泉町144番地90	同	14. 7.31	同	平成15年6月6日				
北海道社会事業協会洞爺病院	介護療養型医療施設	虻田町字洞爺湖温泉町144番地90	同			北海道知事 高橋 はるみ				
社団法人北海道総合在宅ケア事業団中標津訪問看護ステーション	訪問看護	中標津町東13条南7丁目1番地1	同	14.12.11	同	1 届出事項の概要				
中標津ケアプランセンター	居宅介護支援	中標津町東13条南7丁目1番地1	同			(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地 ファッションセンターしまむら昭和店 釧路市昭和中央4丁目10番7号				
社会福祉法人倶知安町社会福祉協議会訪問介護事業所	訪問介護	倶知安町北3条東4丁目2番地	同	15. 4. 1	(変更・名称)	(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 恒川商事株式会社 代表取締役 恒川 崇生 釧路市川上町4丁目2番地				
(変更前)社会福祉法人倶知安町社会福祉協議会訪問介護事業所						(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 株式会社しまむら 代表取締役 藤原 秀次郎 埼玉県さいたま市北区宮原町2丁目19番4号				
(変更後)ヘルパーステーションそよ風						(4) 大規模小売店舗の新設をする日 平成16年1月13日				
						(5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計				

1,309m²

(6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の収容台数

63台

イ 駐輪場の収容台数

26台

ウ 荷さばき施設の面積

139m²

エ 廃棄物等の保管施設の容量

26m³

(7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻 午前10時

閉店時刻 午後8時

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前9時45分から午後8時15分まで

ウ 駐車場の自動車の出入口の数

2箇所

エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前9時から午後9時まで

2 届出年月日

平成15年5月12日

3 届出書等の縦覧

(1) 縦覧場所

北海道経済部地域産業課、北海道釧路支庁商工労働観光課及び釧路市経済水産部商業
労政課

(2) 縦覧期間

平成15年6月6日(金)から10月6日(月)まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に
関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)

(3) 縦覧時間

午前8時45分から午後5時15分まで(釧路市は、午前9時から午後5時15分まで)

北海道告示第1044号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)附則第5条第1項の規定により、次のとお
り大規模小売店舗の設置者から変更について届出があった。

なお、同法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地
域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により平成15年
10月6日までに北海道網走支庁商工労働観光課に到着するよう提出することができる。

平成15年6月6日

北海道知事 高橋 はるみ

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の
氏名

株式会社ルネサンス 代表取締役 市原 悟

北見市三輪446番地55

(2) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ナッシュクラブ

北見市三輪446番地55

(3) 変更しようとする事項

ア 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

(変更前) 1,269m²

(変更後) 1,725m²

イ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐輪場の収容台数

(変更前) 0台

(変更後) 20台

(4) 変更する年月日

平成16年1月24日

(5) 上記(3)の変更に係るもの以外の事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつ
ては代表者の氏名

株式会社ルネサンス 代表取締役 市原 悟

北見市三輪446番地55

イ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(ア) 駐車場の収容台数

87台

(イ) 荷さばき施設の面積

32m²

(ウ) 廃棄物等の保管施設の容量

21.6m³

ウ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- (ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
午前11時から午後9時まで
- (イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前10時30分から午後9時30分まで
- (ウ) 駐車場の自動車の出入口の数
5箇所
- (エ) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前10時30分から午後8時30分まで

2 届出年月日

平成15年5月23日

3 届出等の縦覧

(1) 縦覧場所

北海道経済部地域産業課及び北海道網走支庁商工労働観光課

(2) 縦覧期間

平成15年6月6日（金）から10月6日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(3) 縦覧時間

午前8時45分から午後5時15分まで

北海道告示第1045号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から変更について届出があった。

なお、同法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により平成15年10月6日までに北海道十勝支庁商工労働観光課に到着するよう提出することができる。

平成15年6月6日

北海道知事 高橋 はるみ

1 届出事項の概要

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社ダイイチ 代表取締役 小西 保男
帯広市東5条南11丁目6番地
株式会社キムラ 代表取締役 木村 勇介
札幌市東区北6条東2丁目1番地

株式会社帯広中央ビル 代表取締役 浅野 孝子

帯広市西2条南9丁目20番地

有限会社ギンザ 代表取締役 村林 秀雄

帯広市西1条南8丁目17番地

株式会社サッポロドラッグストアー 代表取締役 富山 睦浩

札幌市北区太平3条1丁目2番18号

- (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地

おびひろ白樺ショッピングタウン

帯広市白樺16条西2丁目1番ほか

- (3) 変更しようとする事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

小売業を行う者の氏名又は名称	住 所	代 表 者 の 氏 名
株式会社ダイイチ	帯広市東5条南11丁目6番地	代表取締役 小西 保男
六花亭製菓株式会社	帯広市西24条北1丁目3番地19	代表取締役 小田 豊
イズヤパン株式会社	帯広市西23条北1丁目2番3号	代表取締役 橋本 千里
有限会社花万生花店	帯広市西5条南27丁目2番地10	代表取締役 斉藤 伸二
株式会社アサノカメラ堂	帯広市西2条南9丁目20番地	代表取締役 浅野 祐一
株式会社グッダー	札幌市東区北6条東2丁目1番地	代表取締役 猪狩 哲夫
株式会社マリエッタ	帯広市西1条南8丁目17番地	代表取締役 村林 秀雄
株式会社サッポロドラッグストアー	札幌市北区太平3条1丁目2番18号	代表取締役 富山 睦浩
株式会社ゲオイエス	札幌市東区北10条東5丁目30番地3	代表取締役 沢田喜代則

(変更後)

小売業を行う者の氏名又は名称	住 所	代 表 者 の 氏 名

株式会社ダイイチ	帯広市東5条南11丁目6番地	代表取締役 小西 保男
六花亭製菓株式会社	帯広市西24条北1丁目3番地19	代表取締役 小田 豊
イズヤパン株式会社	帯広市西23条北1丁目2番3号	代表取締役 橋本 千里
有限会社花万生花店	帯広市西5条南27丁目2番地10	代表取締役 斉藤 伸二
株式会社アサノカメラ堂	帯広市西2条南9丁目20番地	代表取締役 浅野 祐一
株式会社グッドー	札幌市東区北6条東2丁目1番地	代表取締役 猪狩 哲夫
株式会社マリエッタ	帯広市西1条南8丁目17番地	代表取締役 村林 秀雄
株式会社サッポロドラッグストア	札幌市北区太平3条1丁目2番18号	代表取締役 富山 睦浩
株式会社ゲオイエス	札幌市東区北10条東5丁目30番地3	代表取締役 沢田喜代則
株式会社ツルハ	札幌市東区北24条東20丁目1番24号	代表取締役 鶴羽 樹

イ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

(変更前) 6,728㎡

(変更後) 9,514㎡

ウ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(ア) 駐車場の収容台数

(変更前) 762台

(変更後) 807台

(イ) 荷さばき施設の面積

(変更前) 309㎡

(変更後) 389㎡

(ウ) 廃棄物等の保管施設の容量

(変更前) 89㎡

(変更後) 132㎡

エ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

小売業を行う者の氏名又は名称	開店時刻	閉店時刻
株式会社ダイイチ	午前10時 (年間6日午前8時、 年間34日午前9時)	午後9時 (年間28日午後10時)
六花亭製菓株式会社		
イズヤパン株式会社		
有限会社花万生花店		
株式会社アサノカメラ堂		
株式会社グッドー	午前9時30分	午後8時
株式会社マリエッタ	午前10時	
株式会社サッポロドラッグストア	午前10時 (年間4日午前9時)	午後9時
株式会社ゲオイエス	午前10時	

(変更後)

小売業を行う者の氏名又は名称	開店時刻	閉店時刻
株式会社ダイイチ	午前9時 (年間60日午前8時)	午後9時45分
六花亭製菓株式会社		
イズヤパン株式会社		
有限会社花万生花店		
株式会社アサノカメラ堂		
株式会社ツルハ	午前9時30分	午後8時
株式会社グッドー		
株式会社マリエッタ	午前10時	午後9時
株式会社サッポロドラッグストア	午前10時 (年間10日午前9時)	
株式会社ゲオイエス	午前10時	

(イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前9時30分(年間6日午前8時、年間34日午前9時)から午後9時

15分（年間28日午後10時15分）まで

（変更後）午前8時30分（年間60日午前7時30分）から翌午前0時15分まで

(ウ) 駐車場の自動車の出入口の数

（変更前）6箇所

（変更後）7箇所

(4) 変更する年月日

株式会社ツルハを除く上記(3)の工の(ア)及び(イ)は平成15年5月23日、それ以外は平成16年1月23日

(5) 上記(3)の変更に係るもの以外の事項

ア 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐輪場の収容台数

50台

イ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時から午後8時まで

2 届出年月日

平成15年5月22日

3 届出書等の縦覧

(1) 縦覧場所

北海道経済部地域産業課及び北海道十勝支庁商工労働観光課

(2) 縦覧期間

平成15年6月6日（金）から10月6日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(3) 縦覧時間

午前8時45分から午後5時15分まで

北海道告示第1046号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

平成15年6月6日

北海道知事 高橋 はるみ

1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量

平成15年度水田農業経営確立助成補助金等電算処理業務 一式

2 随意契約の相手方を決定した日

平成15年5月28日

3 随意契約の相手方の氏名及び住所

(1) 氏 名 株式会社インテック

(2) 住 所 富山県富山市牛島新町5番5号

4 随意契約に係る契約金額

28,875,000円

5 契約の相手方を決定した手続

随意契約

6 随意契約によった理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372）第10条第1項第1号の規定による。

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名 称 北海道農政部農産園芸課

(2) 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道告示第1047号

漁業法（昭和24年法律第267号）第11条第1項の規定により、石狩後志海区における共同漁業の免許について、免許の内容たるべき事項等を次のとおり定めた。

平成15年6月6日

北海道知事 高橋 はるみ

1 免許予定日 平成15年9月1日

2 申請期間 平成15年6月11日から7月10日午後5時まで

3 存続期間 免許の日から平成25年8月31日まで

4 免許の内容たるべき事項、関係地区及び制限又は条件

漁場番号	免許の内容	た る べ き 事 項	関係地区	制 限 又 は 条 件				
後海共第1号	漁業種類 第1種共同漁業	漁業の名称 ぎんなんそう漁業	漁業時期 1月1日から 12月31日まで	漁場の位置 島牧村地先	漁場の区域 石狩後志海区漁業 調整委員会に備え 置く漁場図のと おり	関係地区 島牧村	制 限 な し	又 は 条 件
	同	こんぶ漁業						
	同	てんぐさ漁業						
	同	のり漁業						

	第1種共同漁業	ふのり漁業			
	同	まつも漁業			
	同	もずく漁業			
	同	わかめ漁業			
	同	あわび漁業			
	同	いがい漁業			
	同	えぞばかがい漁業			
	同	こたまがい漁業			
	同	しろがい漁業			
	同	ほっきがい漁業			
	同	うに漁業			
	同	なまこ漁業			
後海共第2号	同	ほや漁業			
	同	ぎんなんそう漁業	} 寿都町及び蘭越町地先	} 寿都町及び蘭越町	
	同	こんぶ漁業			
	同	てんぐさ漁業			
	同	のり漁業			
	同	ふのり漁業			
	同	まつも漁業			
	同	もずく漁業			
	同	わかめ漁業			
	同	あさり漁業			
	同	あわび漁業			
	同	いがい漁業			
	同	えぞばかがい漁業			
	同	こたまがい漁業			
	同	しろがい漁業			
	同	つぶ漁業			
	同	ほたてがい漁業			
	同	ほっきがい漁業			
	同	うに漁業			
	同	なまこ漁業			
後海共第3号	同	ほや漁業			
	同	ぎんなんそう漁業	} 岩内町及び共和町地先	} 岩内町及び共和町	
	同	こんぶ漁業			

後海共第4号	第1種共同漁業	てんぐさ漁業	}	泊村大字堀株村、 大字茅沼村及び 大字泊村地先	}	泊村大字堀 株村、大字 茅沼村及び 大字泊村
	同	のり漁業				
	同	ふのり漁業				
	同	まつも漁業				
	同	もずく漁業				
	同	わかめ漁業				
	同	あわび漁業				
	同	いがい漁業				
	同	えぞばかがい漁業				
	同	こたまがい漁業				
	同	しろがい漁業				
	同	ほっきがい漁業				
	同	うに漁業				
	同	なまこ漁業				
	同	ぎんなんそう漁業				
	後海共第5号	同				
同		のり漁業				
同		ふのり漁業				
同		まつも漁業				
同		もずく漁業				
同		わかめ漁業				
同		あわび漁業				
同		いがい漁業				
同		えぞばかがい漁業				
同		こたまがい漁業				
同	しろがい漁業					
同	つぶ漁業					
同	ほたてがい漁業					
同	ほっきがい漁業					
同	うに漁業					
同	なまこ漁業					
同	ぎんなんそう漁業					
同	こんぶ漁業					
同	てんぐさ漁業					
同	のり漁業					

後海共第6号	第1種共同漁業	ふ	の	り	漁	業	神恵内村地先	神恵内村	
	同	ま	つ	も	漁	業			
	同	も	ず	く	漁	業			
	同	わ	か	め	漁	業			
	同	あ	わ	び	漁	業			
	同	い	が	い	漁	業			
	同	つ	ぶ		漁	業			
	同	う	に		漁	業			
	同	な	ま	こ	漁	業			
	同	ほ	や		漁	業			
	同	ぎ	ん	ん	そう	漁			業
	同	こ	ん	ぶ		漁			業
	同	て	ん	ぐ	さ	漁			業
	同	の	り		漁	業			
後海共第7号	同	ふ	の	り	漁	業	積丹町地先（大字出崎町と大字幌武意町の境界から以西の地先）	積丹町（大字出崎町と大字幌武意町の境界から以西の地区）	
	同	ま	つ	も	漁	業			
	同	も	ず	く	漁	業			
	同	わ	か	め	漁	業			
	同	あ	わ	び	漁	業			
	同	い	が	い	漁	業			
	同	つ	ぶ		漁	業			
	同	う	に		漁	業			
	同	な	ま	こ	漁	業			
	同	ほ	や		漁	業			
	同	ぎ	ん	ん	そう	漁			業
	同	こ	ん	ぶ		漁			業
	同	て	ん	ぐ	さ	漁			業
	同	の	り		漁	業			
同	ふ	の	り	漁	業				
同	ま	つ	も	漁	業				
同	も	ず	く	漁	業				
同	わ	か	め	漁	業				
同	あ	わ	び	漁	業				
同	い	が	い	漁	業				
同	え	ぞ	ば	か	が	い	漁	業	

後海共第8号	第1種共同漁業	し る が い 漁 業	積丹町大字美国町、大字婦美町及び幌武意町地先	積丹町大字美国町、大字婦美町及び大字幌武意町
	同	つ ぶ 漁 業		
	同	ほ っ き が い 漁 業		
	同	う に 漁 業		
	同	え む し 漁 業		
	同	な ま こ 漁 業		
	同	ぎ ん な ん そ う 漁 業		
	同	こ ん ぶ 漁 業		
	同	て ん ぐ さ 漁 業		
	同	の り 漁 業		
	同	ふ の り 漁 業		
	同	ま つ も 漁 業		
	同	も ず く 漁 業		
	同	わ か め 漁 業		
後海共第9号	同	あ わ び 漁 業		
	同	い が い 漁 業		
	同	つ ぶ 漁 業		
	同	う に 漁 業		
	同	な ま こ 漁 業		
	同	ぎ ん な ん そ う 漁 業		
	同	こ ん ぶ 漁 業		
	同	て ん ぐ さ 漁 業		
	同	の り 漁 業		
	同	ふ の り 漁 業		
	同	ま つ も 漁 業		
	同	も ず く 漁 業		
	同	わ か め 漁 業		
	同	あ わ び 漁 業		
同	い が い 漁 業			
同	つ ぶ 漁 業			
同	ほ っ き が い 漁 業			
同	う に 漁 業			
同	え む し 漁 業			
同	な ま こ 漁 業			
同	ほ や 漁 業			
			古平町地先	古平町

後海共第10号	第1種共同漁業	ぎんなんそう	漁業	余市町地先	余市町	
	同	こんぶ	漁業			
	同	てんぐさ	漁業			
	同	のり	漁業			
	同	ふのり	漁業			
	同	まつも	漁業			
	同	もずく	漁業			
	同	わかめ	漁業			
	同	あざらがい	漁業			
	同	あさり	漁業			
	同	あわび	漁業			
	同	いがい	漁業			
	同	えぞばか	がいのり			漁業
	同	こたま	がいのり			漁業
	同	しろ	がいのり			漁業
	同	つぶ	がいのり			漁業
	後海共第11号	同	ほっき			がいのり
同		うに	漁業			
同		えむし	漁業			
同		なまこ	漁業			
同		ほや	漁業			
同		ぎんなんそう	漁業			
同		こんぶ	漁業			
同		てんぐさ	漁業			
同		のり	漁業			
同		ふのり	漁業			
同		まつも	漁業			
同		もずく	漁業			
同		わかめ	漁業			
同		あざらがい	漁業			
同		あさり	漁業			
同		あわび	漁業			
同		いがい	漁業			
同	えぞばか	がいのり	漁業			
同	こたま	がいのり	漁業			

後海共第12号	第1種共同漁業	し る が い 漁 業	}	島牧村地先	}	島牧村		
	同	つ ぶ 漁 業						
	同	ほ っ き が い 漁 業						
	同	う に 漁 業						
	同	え む し 漁 業						
	同	な ま こ 漁 業						
	同	ほ や 漁 業						
	同	つ ぶ 漁 業						
	同	た こ 漁 業						
	後海共第13号	第2種共同漁業						あんこう刺し網漁業
同		あいなめ・かじか・そい刺し網漁業						
同		かすべ刺し網漁業						
同		かれい刺し網漁業						
同		たら刺し網漁業	10月15日から翌年4月30日まで					
同		ちか刺し網漁業	4月1日から11月30日まで					
同		ひらつめがに刺し網漁業	4月1日から10月31日まで					
同		ひらめ刺し網漁業	4月1日から12月31日まで					
同		ほっけ・めばる刺し網漁業	1月1日から12月31日まで					
同		いか・ほっけ小型定置網漁業						
同	ほっけ・さば・かれい小型定置網漁業							
同	かれい・ひらめ・ほっけ・たら底建網漁業							
同	ひらつめがにかご漁業	4月1日から10月31日まで						
後海共第14号	第3種共同漁業	ちか・ぼら地びき網漁業	}	}	}	}	なし	
	第1種共同漁業	た こ 漁 業						1月1日から12月31日まで
後海共第15号	第2種共同漁業	あんこう刺し網漁業	}	}	}	}	}	
同	あいなめ・かじか・そい刺し網漁業							
				寿都町及び蘭越町地先		寿都町及び蘭越町	(1) 漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。	

後海共第16号 後海共第17号	第2種共同漁業	かすべ刺し網漁業	10月15日から 翌年 4月30日まで 4月1日から 10月31日まで 4月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで 6月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで 4月1日から 10月31日まで 1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで 10月15日から 翌年 3月31日まで 4月1日から 10月31日まで 10月15日から 翌年 4月30日まで 4月1日から 10月31日まで 4月1日から 12月31日まで	岩内町及び共和 町地先	岩内町及び 共和町	ア 9月1日から11月30日までの間シ ロサケが採捕された場合には、速や かに海中に戻さなければならない。			
	同	かれい刺し網漁業				イ ペニズワイガニが採捕された場合 には、速やかに海中に戻さなければ ならない。			
	同	たら刺し網漁業				(2) 漁業権行使規則には、漁業ごとに行 使の数及び隻数又は統数並びに使用す る漁船の総トン数の最高限度を規定し なければならない。			
	同	ひらつめがに刺し網漁業				(3) 底建網漁業は、次の制限に従って操 業しなければならない。			
	同	ひらめ刺し網漁業				ア 身網の大きさは、127メートル以 下でなければならない。			
	同	ほっけ・めばる刺し網漁 業				イ 網は、水面から水深の2分の1以 下に敷設しなければならない。			
	同	いかなご・いか・ほっけ 小型定置網漁業							
	同	さば・まぐる・ぶり小型 定置網漁業							
	同	かれい・ひらめ・ほっけ ・たら底建網漁業							
	同	ひらつめがにかご漁業							
	第3種共同漁業	ちか・ぼら地びき網漁業							な し
	第1種共同漁業	たこ漁業							(1) 漁業権行使規則には、漁業の方法に ついて次の制限を規定しなければなら ない。
	第2種共同漁業	あんこう刺し網漁業							ア 9月1日から11月30日までの間シ ロサケが採捕された場合には、速や かに海中に戻さなければならない。
	同	あいなめ・かじか刺し網 漁業							イ ペニズワイガニが採捕された場合 には、速やかに海中に戻さなければ ならない。
	同	かすべ刺し網漁業							(2) 漁業権行使規則には、漁業ごとに行 使の数及び隻数又は統数並びに使用す る漁船の総トン数の最高限度を規定し なければならない。
同	かれい刺し網漁業				(3) 底建網漁業は、次の制限に従って操 業しなければならない。				
同	さめ刺し網漁業				ア 身網の大きさは、127メートル以 下でなければならない。				
同	そい刺し網漁業				イ 網は、水面から水深の2分の1以 下に敷設しなければならない。				
同	たら刺し網漁業								
同	ひらつめがに刺し網漁業								
同	ひらめ刺し網漁業								

	第2種共同漁業	ほっけ・めばる刺し網漁業	1月1日から 12月31日まで			
	同	いか・ほっけ・さば小型定置網漁業				
	同	かれい・ひらめ・ぶり小型定置網漁業				
	同	かれい・ひらめ・ほっけ・たら底建網漁業				
	同	ひらつめがにかご漁業	4月1日から 10月31日まで			
後海共第18号	第3種共同漁業	ちか・ぼら地びき網漁業	1月1日から 12月31日まで	泊村大字堀株村、 大字茅沼村及び 大字泊村地先	泊村大字堀 株村、大字 茅沼村及び 大字泊村	な し (1) 漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 イ ベニズワイガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。 (3) 底建網漁業は、次の制限に従って操業しなければならない。 ア 身網の大きさは、127メートル以下でなければならない。 イ 網は、水面から水深の2分の1以下に敷設しなければならない。
後海共第19号	第1種共同漁業	たこ漁業				
	第2種共同漁業	あんこう刺し網漁業				
	同	あいなめ・かじか・そい刺し網漁業				
	同	かれい刺し網漁業	10月15日から 翌年 3月31日まで			
	同	さめ刺し網漁業	10月15日から 翌年 4月30日まで			
	同	たら刺し網漁業	4月1日から 12月31日まで			
	同	ひらめ刺し網漁業	1月1日から 12月31日まで			
	同	ほっけ・めばる刺し網漁業	1月1日から 12月31日まで			
	同	いかなご・いか・ほっけ小型定置網漁業				
	同	さば・まぐろ・ぶり小型定置網漁業	6月1日から 12月31日まで			
	同	かれい・ひらめ・ほっけ・たら底建網漁業	1月1日から 12月31日まで			
	同	ひらつめがにかご漁業	4月1日から 10月31日まで			
後海共第20号	第3種共同漁業	ちか・ぼら地びき網漁業	1月1日から 12月31日まで	泊村大字盃村及 び大字興志内村 地先	泊村大字盃 村及び大字 興志内村	な し (1) 漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。
後海共第21号	第1種共同漁業	たこ漁業				
	第2種共同漁業	あんこう刺し網漁業				

	第2種共同漁業	あいなめ・かじか・そい 刺し網漁業				らない。 ア 9月1日から11月30日までの間シ ロサケが採捕された場合には、速や かに海中に戻さなければならない。 イ ベニズワイガニが採捕された場合 には、速やかに海中に戻さなければ ならない。	
	同	かすべ刺し網漁業				(2) 漁業権行使規則には、漁業ごとに行 使の数及び隻数又は統数並びに使用す る漁船の総トン数の最高限度を規定し なければならない。	
	同	かれい刺し網漁業				(3) 底建網漁業は、次の制限に従って操 業しなければならない。	
	同	さめ刺し網漁業	10月15日から 翌年 3月31日まで			ア 身網の大きさは、127メートル以 下でなければならない。	
	同	たら刺し網漁業	10月15日から 翌年 4月30日まで			イ 網は、水面から水深の2分の1以 下に敷設しなければならない。	
	同	ひらめ刺し網漁業	4月1日から 12月31日まで				
	同	ほっけ・めばる刺し網漁 業	1月1日から 12月31日まで				
	同	いかなご・いか小型定置 網漁業					
	同	かれい・ひらめ・ほっけ ・たら底建網漁業					
後海共第22号	第1種共同漁業	たこ漁業		神恵内村地先	神恵内村	なし	
後海共第23号	第2種共同漁業	あんこう刺し網漁業					(1) 漁業権行使規則には、漁業の方法に ついて次の制限を規定しなければなら ない。
	同	あいなめ・かじか・そい 刺し網漁業					ア 9月1日から11月30日までの間シ ロサケが採捕された場合には、速や かに海中に戻さなければならない。 イ ベニズワイガニが採捕された場合 には、速やかに海中に戻さなければ ならない。
	同	かすべ刺し網漁業					(2) 漁業権行使規則には、漁業ごとに行 使の数及び隻数又は統数並びに使用す る漁船の総トン数の最高限度を規定し なければならない。
	同	かれい刺し網漁業					(3) 底建網漁業は、次の制限に従って操 業しなければならない。
	同	さめ刺し網漁業	10月15日から 翌年 3月31日まで				ア 身網の大きさは、127メートル以 下でなければならない。
	同	たら刺し網漁業	10月15日から 翌年 4月30日まで				イ 網は、水面から水深の2分の1以 下に敷設しなければならない。
	同	ひらめ刺し網漁業	4月1日から 12月31日まで				
	同	ほっけ・めばる刺し網漁 業	1月1日から 12月31日まで				
	同	いかなご・いか・ほっけ 小型定置網漁業					
	同	かれい・ひらめ・ほっけ ・たら底建網漁業					

	第2種共同漁業	ひらつめがにかご漁業	4月1日から 10月31日まで				
後海共第24号	第1種共同漁業	たこ漁業	1月1日から	積丹町地先(大字出崎町と大字幌武意町との境界から以西の地先)	積丹町(大字出崎町と大字幌武意町との境界から以西の地区)	なし	(1) 漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 イ ベニズワイガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。
後海共第25号	第2種共同漁業	あんこう刺し網漁業	12月31日まで				
	同	あいなめ・かじか・そい刺し網漁業					
	同	かすべ刺し網漁業					
	同	かれい刺し網漁業					
	同	さめ刺し網漁業	10月15日から 翌年 3月31日まで				
	同	たら刺し網漁業	10月15日から 翌年 4月30日まで				
	同	ながずか刺し網漁業	2月1日から 4月30日まで				
	同	にしん刺し網漁業	1月1日から 6月30日まで				
	同	ひらめ刺し網漁業	4月1日から 12月31日まで				
	同	ほっけ・めばる刺し網漁業	1月1日から 12月31日まで				
	同	いかなご・いか・ほっけ小型定置網漁業					
	同	さば・まぐろ・ぶり小型定置網漁業	6月1日から 12月31日まで				
	同	かれい・ひらめ・ほっけ・たら底建網漁業	1月1日から 12月31日まで				
	同	ひらつめがにかご漁業	4月1日から 10月31日まで				
	第3種共同漁業	ちか・ばら地びき網漁業	1月1日から	積丹町大字美国町、大字婦美町及び大字幌武意町地先	積丹町大字美国町、大字婦美町及び大字幌武意町	なし	(1) 漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。
後海共第26号	第1種共同漁業	たこ漁業	12月31日まで				
後海共第27号	第2種共同漁業	あんこう刺し網漁業					
	同	あいなめ・かじか・そい刺し網漁業					
	同	かすべ刺し網漁業					
	同	かれい刺し網漁業					

後海共第28号 後海共第29号	第2種共同漁業	さめ 刺し 網 漁 業	10月15日から 翌年 3月31日まで	古平町地先	古平町	<p>イ ベニズワイガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。</p> <p>(2) 漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。</p> <p>(3) 底建網漁業は、次の制限に従って操業しなければならない。</p> <p>ア 身網の大きさは、127メートル以下でなければならない。</p> <p>イ 網は、水面から水深の2分の1以深に敷設しなければならない。</p>
	同	た ら 刺 し 網 漁 業	10月15日から 翌年 4月30日まで			
	同	な が ず か 刺 し 網 漁 業	2月1日から 4月30日まで			
	同	に し ん 刺 し 網 漁 業	1月1日から 6月30日まで			
	同	は た は た 刺 し 網 漁 業	10月15日から 12月31日まで			
	同	ひ ら め 刺 し 網 漁 業	4月1日から 12月31日まで			
	同	ほ っ け ・ め ば る 刺 し 網 漁 業	1月1日から 12月31日まで			
	同	い かな ご ・ い か ・ ほ っ け 小 型 定 置 網 漁 業				
	同	さ ば ・ ま ぐ る ・ ぶ り 小 型 定 置 網 漁 業	6月1日から 12月31日まで			
	同	か れ い ・ ひ ら め ・ ほ っ け ・ た ら 底 建 網 漁 業	1月1日から 12月31日まで			
	同	ひ ら つ め が に か ご 漁 業	4月1日から 10月31日まで			
	第3種共同漁業	ち か ・ ぼ ら 地 び き 網 漁 業	1月1日から 12月31日まで			
	第1種共同漁業	た こ 漁 業				
	第2種共同漁業	あ ん こ う 刺 し 網 漁 業	10月15日から 翌年 3月31日まで			
	同	あ い な め ・ か じ か ・ そ い 刺 し 網 漁 業				
	同	か す べ 刺 し 網 漁 業				
	同	か れ い 刺 し 網 漁 業				
	同	さ め 刺 し 網 漁 業				
	同	た ら 刺 し 網 漁 業	10月15日から 翌年 4月30日まで			
同	ち か 刺 し 網 漁 業	4月1日から 11月30日まで				

	第2種共同漁業	ながずか刺し網漁業	2月1日から 4月30日まで			
	同	にしん刺し網漁業	1月1日から 6月30日まで			
	同	はたはた刺し網漁業	10月15日から 12月31日まで			
	同	ひらめ刺し網漁業	4月1日から 12月31日まで			
	同	ほっけ・めばる刺し網漁業	1月1日から 12月31日まで			
	同	いかなご・いか・ほっけ ・ちか小型定置網漁業				
	同	さば・まぐろ・ぶり小型 定置網漁業	6月1日から 12月31日まで			
	同	ひらつめがにかご漁業	4月1日から 10月31日まで			
後海共第30号	第3種共同漁業	ちか・ぼら地びき網漁業	1月1日から 12月31日まで	余市町地先	余市町	なし
	第1種共同漁業	しやこ漁業				
後海共第31号	同	たこ漁業				(1) 漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 イ ベニズワイガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。 (3) 底建網漁業は、次の制限に従って操業しなければならない。 ア 身網の大きさは、127メートル以下でなければならない。 イ 網は、水面から水深の2分の1以深に敷設しなければならない。
	第2種共同漁業	あんこう刺し網漁業				
	同	あいなめ・かじか・そい刺し網漁業				
	同	かれい刺し網漁業				
	同	さめ刺し網漁業	10月15日から 翌年 3月31日まで			
	同	たら刺し網漁業	10月15日から 翌年 4月30日まで			
	同	ちか刺し網漁業	4月1日から 11月30日まで			
同	ながずか刺し網漁業	2月1日から 4月30日まで				
同	にしん刺し網漁業	1月1日から 6月30日まで				
同	はたはた刺し網漁業	10月15日から 12月31日まで				

後海共第32号 後海共第33号	第2種共同漁業	ひらめ刺し網漁業	4月1日から 12月31日まで	小樽市地先	小樽市	なし (1) 漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 イ ベニズワイガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。 (3) 底建網漁業は、次の制限に従って操業しなければならない。 ア 身網の大きさは、127メートル以下でなければならない。 イ 網は、水面から水深の2分の1以深に敷設しなければならない。
	同	ほっけ・めばる刺し網漁業	1月1日から 12月31日まで			
	同	いかなご・いか・ほっけ 小型定置網漁業				
	同	さば・まぐろ・ぶり小型 定置網漁業	6月1日から 12月31日まで			
	同	かれい・ひらめ・ほっけ ・たら底建網漁業	1月1日から 12月31日まで			
	同	ひらつめがにかご漁業	4月1日から 10月31日まで			
	第3種共同漁業	ちか・ぼら地びき網漁業	1月1日から 12月31日まで			
	第1種共同漁業	たこ漁業				
	第2種共同漁業	あんこう刺し網漁業				
	同	あいなめ・かじか・そい 刺し網漁業				
	同	かれい刺し網漁業				
	同	さめ刺し網漁業	10月15日から 翌年 3月31日まで			
	同	たら刺し網漁業	10月15日から 翌年 4月30日まで			
	同	ながずか刺し網漁業	2月1日から 4月30日まで			
	同	にしん刺し網漁業	1月1日から 6月30日まで			
	同	はたはた刺し網漁業	10月15日から 12月31日まで			
	同	ひらめ刺し網漁業	4月1日から 12月31日まで			
	同	ほっけ・めばる刺し網漁業	1月1日から 12月31日まで			
同	いかなご・いか・ほっけ ・ちか小型定置網漁業					
同	さば・まぐろ・ぶり小型 定置網漁業	6月1日から 12月31日まで				

	第2種共同漁業	かれい・ひらめ・ほっけ ・たら底建網漁業	1月1日から 12月31日まで	島牧村、寿都町 及び蘭越町地先	島牧村、寿 都町及び蘭 越町	な し
	同	ひらつめがにかご漁業	4月1日から 10月31日まで			
	第3種共同漁業	ちか・ぼら地びき網漁業	1月1日から 12月31日まで			
	同	ちか船びき網漁業				
後海共第34号	第1種共同漁業	しやこ漁業	10月15日から 翌年 4月30日まで			
後海共第35号	第1種共同漁業	つぶ漁業				
	同	たこ漁業				
後海共第36号	第2種共同漁業	あんこう刺し網漁業				
	同	かすべ刺し網漁業				
	同	かれい刺し網漁業				
	同	たら刺し網漁業				
	同	ほっけ・めばる刺し網漁業		1月1日から 12月31日まで		
	第1種共同漁業	たこ漁業		10月15日から 翌年 3月31日まで		
後海共第37号	第2種共同漁業	あんこう刺し網漁業				
後海共第38号	同	かすべ刺し網漁業				
	同	かれい刺し網漁業				
	同	さめ刺し網漁業				
	同	たら刺し網漁業				
	同	ひらめ刺し網漁業	4月1日から 12月31日まで			
	同	ほっけ・めばる刺し網漁業	1月1日から 12月31日まで			
後海共第39号	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から 12月31日まで			
後海共第40号	第3種共同漁業	つきいそ漁業				
後海共第41号	第3種共同漁業	つきいそ漁業				
			岩内町、共和町、 泊村及び神恵内 村地先	岩内町、共 和町、泊村 及び神恵内 村	な し	
			余市町地先	余市町	な し	
			小樽市地先	小樽市	な し	

な し

- (1) 漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定しなければならぬ。
- ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。
- イ ペニズワイガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。
- (2) 漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。

な し

- (1) 漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定しなければならぬ。
- ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。
- イ ペニズワイガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。
- (2) 漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。

な し

石海共第1号	第1種共同漁業	えぞばかがい漁業	}	石狩市地先	}	石狩市								
	同	こたまがい漁業												
	同	しろがい漁業												
	同	ほっきがい漁業												
石海共第2号	第1種共同漁業	えぞばかがい漁業					}	厚田村地先	}	厚田村				
	同	こたまがい漁業												
	同	しろがい漁業												
	同	ほっきがい漁業												
石海共第3号	第1種共同漁業	ぎんなんそう漁業									}	浜益村地先	}	浜益村
	同	こんぶ漁業												
	同	のり漁業												
	同	ふのり漁業												
	同	もずく漁業												
	同	あわび漁業												
	同	いがい漁業												
	同	えぞばかがい漁業												
	同	こたまがい漁業												
	同	しろがい漁業												
	同	つぶ漁業												
	石海共第4号	第1種共同漁業	ぎんなんそう漁業	}	}	}								
同		こんぶ漁業												
同		のり漁業												
同		ふのり漁業												
同		もずく漁業												
同		わかめ漁業												
同		あわび漁業												
同		いがい漁業												
同		えぞばかがい漁業												
同		こたまがい漁業												
同		しろがい漁業												

石海共第5号 石海共第6号	第1種共同漁業	つ ぶ 漁 業	}	石狩市及び小樽 市地先	}	石狩市	}	(1) 漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 イ ベニズワイガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。 (3) 底建網漁業は、次の制限に従って操業しなければならない。 ア 身網の大きさは、127メートル以下でなければならない。 イ 網は、水面から水深の2分の1以下に敷設しなければならない。	
	同	ほ っ き が い 漁 業							
	同	う に 漁 業							
	同	な ま こ 漁 業							
	第1種共同漁業	た こ 漁 業							
	石海共第6号	第2種共同漁業							かじか・ぼら・あいなめ 刺し網漁業
	同	かすべ刺し網漁業							3月1日から 7月31日まで
	同	かれい刺し網漁業							4月1日から 11月30日まで
	同	しらうお刺し網漁業							4月1日から 11月30日まで
	同	ちか刺し網漁業							1月1日から 6月30日まで
	同	にしん刺し網漁業							10月20日から 12月31日まで
	同	はたはた刺し網漁業							4月1日から 12月31日まで
	同	ひらめ刺し網漁業							1月1日から 12月31日まで
	同	ほっけ・めばる刺し網漁業							4月1日から 8月31日まで
	同	いかなご・いか・さば・ほっけ小型定置網漁業							1月1日から 6月30日まで
同	ちか小型定置網漁業	10月20日から 12月31日まで							
同	にしん小型定置網漁業	1月1日から 12月31日まで							
同	はたはた小型定置網漁業	1月1日から 12月31日まで							
同	かれい・ひらめ・ほっけ底建網漁業	4月1日から 10月31日まで							
同	ひらつめがにかご漁業	1月1日から 12月31日まで							
同	第3種共同漁業	ちか・ぼら地びき網漁業	1月1日から 12月31日まで						
石海共第7号	第1種共同漁業	た こ 漁 業	}	厚田村地先	}	厚田村	}	な し	
石海共第8号	第2種共同漁業	かじか・ぼら・あいなめ 刺し網漁業							
同	同	かすべ刺し網漁業							

石海共第9号 石海共第10号	第2種共同漁業	かれい刺し網漁業	}	浜益村地先	}	浜益村	}	ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 イ ペニズワイガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。 (3) 底建網漁業は、次の制限に従って操業しなければならない。 ア 身網の大きさは、127メートル以下でなければならない。 イ 網は、水面から水深の2分の1以深に敷設しなければならない。		
	同	しらうお刺し網漁業							3月1日から7月31日まで	
	同	ちか刺し網漁業							4月1日から11月30日まで	
	同	ながずか刺し網漁業							2月1日から4月30日まで	
	同	にしん刺し網漁業							1月1日から6月30日まで	
	同	はたはた刺し網漁業							10月20日から12月31日まで	
	同	ひらめ刺し網漁業							4月1日から12月31日まで	
	同	ほっけ・めばる刺し網漁業							1月1日から12月31日まで	
	同	いかなご・いか・さば・ほっけ小型定置網漁業							4月1日から8月31日まで	
	同	ちか小型定置網漁業							1月1日から8月31日まで	
	同	にしん小型定置網漁業							1月1日から6月30日まで	
	同	はたはた小型定置網漁業							10月20日から12月31日まで	
	同	かれい・ひらめ・ほっけ底建網漁業							1月1日から12月31日まで	
	同	ひらつめがにかご漁業							4月1日から10月31日まで	
	第3種共同漁業	ちか・ぼら地びき網漁業							1月1日から12月31日まで	}
第1種共同漁業	たこ漁業	}								
第2種共同漁業	あんこう刺し網漁業		}							
同	かじか・ぼら・あいなめ刺し網漁業			}						
同	かすべ刺し網漁業				}					
同	かれい刺し網漁業					}				
同	ながずか刺し網漁業						2月1日から4月30日まで			
同	にしん刺し網漁業						1月1日から6月30日まで			

	第2種共同漁業	はたはた刺し網漁業	10月20日から 12月31日まで				使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。
	同	ひらめ刺し網漁業	4月1日から 12月31日まで				(3) 底建網漁業は、次の制限に従って操業しなければならない。
	同	ほっけ・めばる刺し網漁業	1月1日から 12月31日まで				ア 身網の大きさは、127メートル以下でなければならない。
	同	いかなご・いか・さば・ほっけ小型定置網漁業	4月1日から 8月31日まで				イ 網は、水面から水深の2分の1以下に敷設しなければならない。
	同	にしん小型定置網漁業	1月1日から 6月30日まで				
	同	はたはた小型定置網漁業	10月20日から 12月31日まで				
	同	かれい・ひらめ・ほっけ底建網漁業	1月1日から 12月31日まで				
	同	ひらつめがにかご漁業	4月1日から 10月31日まで				
	第3種共同漁業	ちか・ぼら地びき網漁業	1月1日から				
石海共第11号	第1種共同漁業	しやこ漁業	12月31日まで	石狩市及び小樽市地先		石狩市	なし
石海共第12号	第1種共同漁業	しやこ漁業		厚田村地先		厚田村	
石海共第13号	第1種共同漁業	しやこ漁業		浜益村地先		浜益村	
石後海共第1号	第1種共同漁業	たこ漁業		積丹町、古平町、余市町、小樽市、石狩市、厚田村及び浜益村地先	積丹町、古平町、余市町、小樽市、石狩市、厚田村及び浜益村		(1) 漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。
石後海共第2号	第2種共同漁業	あんこう刺し網漁業					
同		かすべ刺し網漁業					
同		かれい刺し網漁業					
	同	さめ刺し網漁業	10月15日から 翌年 3月31日まで				ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。
	同	たら刺し網漁業	10月15日から 翌年 4月30日まで				イ ベニズワイガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。
	同	はたはた刺し網漁業	10月15日から 12月31日まで				(2) 漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。
	同	ひらめ刺し網漁業	4月1日から 12月31日まで				
	同	ほっけ・めばる刺し網漁業	1月1日から 12月31日まで				

北海道告示第1048号

漁業法（昭和24年法律第267号）第11条第1項の規定により、石狩後志海区における区画漁業の免許について、免許の内容たるべき事項等を次のとおり定めた。

平成15年6月6日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 免許予定日 平成15年9月1日
- 2 申請期間 平成15年6月11日から7月10日午後5時まで
- 3 存続期間 免許の日から平成20年8月31日まで
- 4 免許の内容たるべき事項、地元地区及び制限又は条件

漁場番号	免許の内容たるべき事項			地元地区制限又は条件			
	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域		
寿海区第1号	第1種区画漁業 同	わかめ養殖業	1月1日から 12月31日まで	寿都町地先	石狩後志海区漁業 調整委員会に備え 置く漁場図のと おり	寿都町及び 蘭越町	
寿海区第2号		こんぶ養殖業					
寿海区第3号	ほたてがい養殖業						
寿海区第4号	かき養殖業	蘭越町地先					
岩海区第1号	ほたてがい養殖業						
泊海区第1号	第1種区画漁業 同	かき養殖業		岩内町地先			岩内町及び 共和町
泊海区第2号		ほたてがい養殖業					
泊海区第3号	第1種区画漁業 同	うに養殖業		泊村地先			泊村大字堀 株村、大字 茅沼村及び 大字泊村
盃海区第1号		こんぶ養殖業					
神海区第1号	第1種区画漁業 同	うに養殖業		神恵内村地先			泊村大字盃 村及び大字 興志内村
美海区第1号		こんぶ養殖業					
古海区第1号	第1種区画漁業 同 同 同	ほたてがい養殖業	積丹町地先	神恵内村			
小樽海区第1号		かき養殖業					
		うに養殖業					
		こんぶ養殖業					
厚田海区第1号	第1種区画漁業	ほたてがい養殖業	積丹町大字 美国町、大 字婦美町及 び大字幌武 意町				
厚田海区第1号	第1種区画漁業	ほたてがい養殖業	古平町地先	古平町			
小樽海区第1号	第1種区画漁業	ほたてがい養殖業	小樽市地先	小樽市			
厚田海区第1号	第1種区画漁業	ほたてがい養殖業	厚田村地先	厚田村			

厚田海区第2号	第1種区画漁業	ほたてがい養殖業
厚田海区第3号	第1種区画漁業	ほたてがい養殖業
浜益海区第1号	第1種区画漁業	ほたてがい養殖業

浜益村地先

浜益村

北海道告示第1049号

次のとおり一般競争入札(以下「入札」という。)により道有財産(林業機械)を売り払う。

平成15年6月6日

北海道知事 高橋 はるみ

1 入札に付する物件及び数量等

- (1) 名 称 油圧ショベル(グラップル付き)
- (2) 数 量 一式
- (3) 形式・機械番号 312B - GMC - T 6
- (4) 購入年月 平成12年4月
- (5) 製造元 新キャタピラー三菱株式会社
- (6) 所在地 虻田郡倶知安町北1条東2丁目

2 入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に規定する者(未成年者、被補佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。)でないこと。

3 入札説明書、契約条項その他関係書類を示す場所

- (1) 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道水産林務部林業振興課
電話 011 - 231 - 4111 内線 28 - 570
- (2) 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道石狩支庁経済部
電話 011 - 231 - 4111 内線 34 - 366
- (3) 函館市美原4丁目6番16号 北海道渡島支庁経済部
電話 0138 - 47 - 9000 内線 2521
- (4) 檜山郡江差町字陣屋町336 - 3 北海道檜山支庁経済部
電話 01395 - 2 - 1010 内線 2514
- (5) 虻田郡倶知安町北1条東2丁目 北海道後志支庁経済部
電話 0136 - 22 - 1111 内線 2521
- (6) 岩見沢市8条西5丁目 北海道空知支庁経済部
電話 0126 - 23 - 2231 内線 2521
- (7) 旭川市永山6条19丁目 北海道上川支庁経済部
電話 0166 - 46 - 5111 内線 2521

- (8) 留萌市住之江町2丁目1 - 2 北海道留萌支庁経済部
電話 0164 - 42 - 1511 内線 2521
- (9) 稚内市末広4丁目2 - 27 北海道宗谷支庁経済部
電話 0162 - 33 - 2510 内線 2514
- (10) 網走市北7条西3丁目 北海道網走支庁経済部
電話 0152 - 44 - 7171 内線 2521
- (11) 室蘭市幸町9番11号 北海道胆振支庁経済部
電話 0143 - 22 - 9131 内線 2521
- (12) 浦河郡浦河町栄丘東通56号 北海道日高支庁経済部
電話 01462 - 2 - 2211 内線 2521
- (13) 帯広市東3条南3丁目 北海道十勝支庁経済部
電話 0155 - 24 - 3111 内線 2522
- (14) 釧路市浦見2丁目2番54号 北海道釧路支庁経済部
電話 0154 - 41 - 1131 内線 2521
- (15) 根室市常盤町3丁目28番地 北海道根室支庁経済部
電話 01532 - 3 - 6131 内線 2514

4 入札執行の日時及び場所

- (1) 日 時 平成15年6月25日(水)午前11時
- (2) 場 所 虻田郡倶知安町北1条東2丁目 後志合同庁舎 3階1A会議室

5 入札保証金

- (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。
- (2) 入札保証金の納付方法等は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の7及び北海道財務規則(昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。)第148条から第150条までの定めるところによる。
なお、落札者が契約を締結しないときは、当該落札者が納付した入札保証金は道に帰属する。

6 郵便等又は電報による入札

認めないものとする。

7 落札者の決定方法

財務規則第151条第1項の規定により定めた売払予定価格以上で、最高価格の入札をした者を落札者とする。

8 契約書作成の要否及び代金支払方法

契約書の作成を要し、代金は北海道知事が発行する納付書により、指定の期日（契約締結の日から20日以内）までの指定の場所に納付すること。

9 入札参加申込書の提出

入札参加希望者は、次により所定の入札参加申込書を提出すること。

提出期限 平成15年6月19日（木）（必着）

提出先 郵便番号 044 - 8588 北海道虻田郡倶知安町北1条東2丁目
北海道後志支庁経済部林務課

10 その他

(1) 開札の時に、2に規定する資格を有しない者のした入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 入札金額に係る消費税及び地方消費税の取扱い

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載するものとする。

(3) 落札者がいない場合は、入札参加者により再度入札を実施する。また、再度入札によっても落札に至らなかった場合は、入札参加者を対象とした随意契約を行うことも有り得る。

(4) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名称 北海道後志支庁経済部林務課
イ 所在地 北海道虻田郡倶知安町北1条東2丁目
電話番号 0136 - 22 - 1111 内線 2521

(5) 詳細は、入札説明書による。

(6) この入札の執行は、公開する。

北海道告示第1050号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成15年6月6日

北海道知事 高橋 はるみ

1 解除予定保安林の所 利尻郡利尻町仙法志字長浜177の3
在場所

2 保安林として指定された目的 なだれの危険の防止

3 解除の理由 道路用地とするため

北海道告示第1051号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成15年6月6日

北海道知事 高橋 はるみ

1(1) 解除予定保安林の所 雨竜郡幌加内町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
在場所

(2) 保安林として指定された目的 水源のかん養

(3) 解除の理由 道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部治山課及び幌加内町役場に備え置いて縦覧に供する。）

2(1) 解除予定保安林の所 空知郡南富良野町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
在場所

(2) 保安林として指定された目的 水源のかん養

(3) 解除の理由 道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部治山課及び南富良野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

3(1) 解除予定保安林の所 河東郡音更町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
在場所

(2) 保安林として指定された目的 風害の防備

(3) 解除の理由 農道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部治山課及び音更町役場に備え置いて縦覧に供する。）

4(1) 解除予定保安林の所 野付郡別海町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
在場所

- (2) 保安林として指定された目的 風害の防備
 - (3) 解除の理由 農道用地とするため
(「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部治山課及び別海町役場に備え置いて縦覧に供する。)
- 5(1) 解除予定保安林の所在場所 美唄市1849の1 (次の図に示す部分に限る。)
- (2) 保安林として指定された目的 水源のかん養
 - (3) 解除の理由 道路用地とするため
(「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部治山課及び美唄市役所に備え置いて縦覧に供する。)
- 6(1) 解除予定保安林の所在場所 利尻郡利尻町仙法志字長浜175地先 (国有林。次の図に示す部分に限る。)
- (2) 保安林として指定された目的 なだれの危険の防止
 - (3) 解除の理由 道路用地とするため
(「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部治山課及び利尻町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第1052号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

平成15年6月6日

北海道知事 高橋 はるみ

1 資格及び調達をする役務の種類

平成15年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする役務の種類は、(3)に定めるものとする。

- (1) 契約 平成15年6月6日に一般競争入札の公告を行う北海道建設部の複写サービスの供給に係る契約
- (2) 資格 北海道建設部の複写サービス供給の資格(以下「資格」という。)

- (3) 役務の種類 北海道建設部の複写サービスの供給

2 資格要件

次のいずれにも該当すること。

- (1) 政令第167条の4第1項に規定する者(未成年者、被補佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。)でないこと。
- (2) 政令第167条の4第2項により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されている者でないこと。
- (4) 道税を滞納している者でないこと。
- (5) 平成15年6月6日において引き続き2年以上その供給事業を営んでいること。
- (6) 北海道建設部の複写サービスの供給に関し、供給する複写機及びその附属品の迅速な点検、調整並びに消耗品の供給体制が整備されていることを証明した者であること。
- (7) 当該調達役務に関し、要求仕様書に記載の複写機要件等を満たしていることを証明した者であること。

3 資格要件の特例

中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)第3条に規定する中小企業等協同組合(以下「中小企業等協同組合」という。)及び中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)第3条第1項第7号に掲げる協業組合(以下「協業組合」という。)については、当該中小企業等協同組合又は協業組合が次のいずれかに該当するときは、2の(5)に掲げる資格要件は、適用しない。

- (1) 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するとき。
- (2) 中小企業等協同組合法第3条第4号に掲げる企業組合(以下「企業組合」という。)及び協業組合にあっては、設立の際に資格を有する者であるものが構成員の過半数を占めているとき。

4 資格審査の申請の時期及び方法

- (1) 申請の時期 資格審査の申請は、平成15年6月6日から17日まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前9時から午後5時までの間にしなければならない。
- (2) 申請の方法 資格審査の申請は、次に掲げる申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

- ア 提出先の名称 北海道建設部総務課
- イ 提出先の所在地 札幌市中央区北3条西6丁目

5 資格審査の再申請

- (1) 再申請の事由 次のいずれかに該当する者で引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の再申請

を行うことができる。

ア 資格を有する者の当該資格に係る営業を相続、合併又は譲渡により承継した者

イ 中小企業等協同組合（企業組合を除く）である資格を有する者でその構成員（資格を有する者であるものに限る。）を変更したもの

ウ 企業組合又は協業組合である資格を有する者でその構成員を変更したもの

(2) 再申請の方法

再申請をしようとする者は、4の(2)の申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

6 資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 資格の有効期間

資格の有効期間は、資格を有すと認めた旨の通知があった日から1の(1)に定める契約に係る一般競争入札の落札決定の日までとする。

(2) 資格は1の(1)に定める契約に係るものであるため、有効期間の更新は、行わない。

7 資格の喪失

資格を有する者が2に規定する資格要件に該当しないこととなったときは、資格を失う。

北海道告示第1053号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成15年6月6日

北海道知事 高橋 はるみ

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務の名称及び数量

北海道建設部の複写サービスの供給 複写機（白黒）2台

(2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書及び要求仕様書による。

(3) 契約期間 平成15年8月1日から平成16年3月31日まで。ただし、予算の範囲内で、平成18年7月31日を限度に当該契約期間を延長することが有り得る。

(4) 履行場所 別途指示する場所

2 入札に参加する者に必要な資格

平成15年北海道告示第1051号に規定する複写サービスの供給に関する資格を有すること。

3 契約条項を示す場所

札幌市中央区北3条西6丁目 北海道建設部総務課

4 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁10階建設部会議室

(2) 入札日時 平成15年6月25日 午前10時30分

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

5 入札保証金

入札保証金は免除する。

6 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道建設部総務課

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

7 郵便等又は電報による入札

認めないものとする。

8 落札者の決定方法

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第1項に規定する場合を除き、北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第1項の規定により定めた各予定価格（単価）の制限の範囲内で有効な入札をした者のうち、入札書記載の入札総価額（各入札金額（単価）にそれぞれの予定供給枚数を乗じて得た額の合計額）が最低の価格で入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

9 契約書作成の要否

要

10 その他

(1) 開札の時に、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 入札金額等における消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い 入札書に記載する金額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税等抜き価格相当額（単価及び入札総価額）とすること。

なお、消費税等相当額は、当該代金の請求のときに加算すること（消費税等相当額を加算した合計金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）

(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名称 北海道建設部総務課

イ 所在地 郵便番号 060 - 8588 札幌市中央区北3条西6丁目

電話番号 011 - 231 - 4111 内線 29 - 124

(4) この公告の内容は予定であり、変更することが有り得る。

(5) この入札の執行は、公開する。

(6) 詳細は、入札説明書による。

北海道告示第1054号

網走開発建設部長から、次のとおり公共測量を実施する旨、測量法（昭和24年法律第188

号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定による通知があった。
平成15年6月6日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 作業種類 公共測量（1・2級基準点測量）
- 2 作業期間 平成15年5月27日から8月29日まで
- 3 作業地域 美幌町

北海道告示第1055号

室蘭開発建設部長から、次のとおり公共測量を実施する旨、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による通知があった。
平成15年6月6日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 作業種類 公共測量（世界測地系座標変換）
- 2 作業期間 平成15年5月22日から8月11日まで
- 3 作業地域 厚真町

北海道告示第1056号

- 1 道路の種類 道道
- 2 道路の路線名、区域及び縦覧場所

路線名	区	間	変更前後の別	敷地の幅員	延長	国道等との重複区間	縦覧場所
白井川豊浦線	寿都郡黒松内町字赤井川154番7地先から 寿都郡黒松内町字赤井川156番地先まで		前	15.00mから 18.00mまで	313.07m	—	北海道小樽土木現業所
			後	15.00mから 18.00mまで	313.07m	—	
			後	13.50mから 40.00mまで	315.00m	—	
枝幸音威子府線	枝幸郡枝幸町下幌別4380番4地先から 枝幸郡枝幸町下幌別4380番4地先まで		前	19.45mから 42.02mまで	567.01m	—	北海道稚内土木現業所
			後	22.73mから 86.85mまで	567.01m	—	
歌登咲来停車場線	枝幸郡歌登町本幌別1686番1地先から枝幸郡歌登町本幌別 国有林宗谷森林管理署枝幸187林班れ小班地先まで		前	17.00mから 73.00mまで	1,295.82m	—	同
			前	21.00mから 134.00mまで	1,250.00m	—	

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり告示する。

その関係図面は、北海道室蘭土木現業所に備え置いて縦覧に供する。
平成15年6月6日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 河川の名 称 二級河川厚別川水系厚別川
- 2 廃川敷地等が生じた年月日 平成15年6月6日
- 3 廃川敷地等の位置 沙流郡門別町字豊田510番地先及び同字511番地先
- 4 廃川敷地等の種類及び数量 土地 29,611.13㎡

北海道告示第1057号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成15年6月6日

北海道知事 高 橋 はるみ

後 22.00mから 1,250.00m
134.00mまで

北海道告示第1058号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。
その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成15年6月6日

路線名		供用開始の区間	供用開始の期日	縦覧場所
道道	江差木古内線	檜山郡江差町字姥神町80番1地先から檜山郡江差町字津花町48番2地先まで	平成15.6.6	北海道函館土木現業所
道道	共和嵐山線	旭川市江丹別町嵐山206番26地先から旭川市江丹別町嵐山203番1地先まで	同	北海道旭川土木現業所

北海道告示第1059号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により道路の区域を次のとおり決定し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道室蘭土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成15年6月6日

1 道路の種類 道道

2 道路の路線名、区域及び縦覧場所

路線名	区間	変更前後の別	敷地の幅員	延長	国道等との重複区間	縦覧場所
恵比島旭町線	雨竜郡沼田町緑町1022番5地先から雨竜郡沼田町本通4丁目40番地先まで	前	5.50mから21.80mまで	756.33m	一般国道275号における11.00mの間 道道石狩沼田停車場線における21.82mの間	北海道札幌土木現業所
		後	16.50mから21.80mまで	755.33m	一般国道275号における11.00mの間 道道石狩沼田停車場線における21.82mの間	
江別恵庭線	江別市東野幌565番5地先から江別市東野幌575番4地先まで	前	26.00mから31.40mまで	217.30m	—	同
		後	26.00mから31.40mまで	217.30m	—	

北海道知事 高橋 はるみ

1 道路の種類 道道

2 路線名 静川美沢線

3 道路の区域

区間	敷地の幅員	延長	国道等との重複区間
苦小牧市字静川103番5地先（一般国道235号交点）から勇払郡厚真町字共和17番6地先まで	30.00mから30.00mまで	550.00m	一般国道235号における59.00mの間
苦小牧市字柏原26番45地先から苦小牧市字柏原49番37地先まで	21.60mから24.10mまで	1,329.00m	—

北海道告示第1060号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成15年6月6日

北海道知事 高橋 はるみ

西川東静内停車場線	静内郡静内町字川合32番13地先から 静内郡静内町字川合33番17地先まで	後	8.00mから 16.00mまで	229.40m	—	北海道室蘭土木現業所
		前	12.02mから 13.78mまで	260.20m	—	
平 取 静 内 線	沙流郡門別町字正和168番2地先から 沙流郡門別町字正和168番2地先まで	後	14.52mから 17.56mまで	260.20m	—	北海道室蘭土木現業所
		前	14.50mから 28.27mまで	130.09m	—	
		後	14.50mから 31.58mまで	130.09m	—	

北海道告示第1061号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により、公有水面の埋立ての免許を受けたい旨、次のとおり出願があった。

その願書及び関係図書は、北海道札幌土木現業所に備え置いて、告示の日から起算して3週間、公衆の縦覧に供する。

平成15年6月6日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 出願の年月日 平成15年3月14日
- 2 出 願 者
 - (1) 名 称 北海道
 - (2) 住 所 札幌市中央区北3条西6丁目
 - (3) 代表者の氏名 北海道知事 高橋はるみ
- 3 埋 立 区 域
 - (1) 位 置 厚田郡厚田村大字厚田村6番35、7番70、1181番及び1182番地先の公有水面
 - (2) 区 域

埋立区域(A) 次のイの地点からホの地点までを順次に結んだ線及びイの地点とホの地点とを結んだ線によって囲まれた区域

イの地点 漁港原点（北緯43度23分48秒、東経141度26分02秒）から方向角357度19分23秒の方向27.42mの地点

口の地点 イの地点から方向角343度34分24秒の方向3.22mの地点

ハの地点 口の地点から方向角359度48分20秒の方向9.43mの地点

ニの地点 ハの地点から方向角177度58分18秒の方向2.51mの地点

ホの地点 ニの地点から方向角85度38分35秒の方向0.73mの地点

埋立区域(B) 次のヘの地点から又の地点までを順次に結んだ線及びヘの地点と又

- の地点とを結んだ線によって囲まれた区域
- ヘの地点 漁港原点（北緯43度23分48秒、東経141度26分02秒）から方向角358度48分39秒の方向120.17mの地点
- トの地点 ヘの地点から方向角359度48分31秒の方向13.76mの地点
- チの地点 トの地点から方向角269度48分27秒の方向38.42mの地点
- リの地点 チの地点から方向角287度04分15秒の方向1.71mの地点
- 又の地点 リの地点から方向角90度01分20秒の方向41.43mの地点
- (3) 面 積
- 埋立区域(A) 7.32m²
- 埋立区域(B) 26.69m²
- 計 34.01m²

4 埋立てに関する工事の施行区域

- (1) 位 置 厚田郡厚田村大字厚田村6番35、7番70、1181番及び1182番地先の公有水面並びに5番5、6番35、7番70、1181番及び1182番
- (2) 区 域

次の1の地点から11の地点までを順次に結んだ線及び1の地点と11の地点とを結んだ線によって囲まれた区域

1の地点 漁港原点（北緯43度23分48秒、東経141度26分02秒）から方向角358度28分27秒の方向25.35mの地点

2の地点 1の地点から方向角343度34分19秒の方向5.36mの地点

3の地点 2の地点から方向角359度48分26秒の方向103.43mの地点

4の地点 3の地点から方向角269度48分27秒の方向38.42mの地点

5の地点 4の地点から方向角287度03分46秒の方向5.05mの地点

6の地点 5の地点から方向角336度56分12秒の方向3.66mの地点

7の地点 6の地点から方向角52度38分54秒の方向5.99mの地点

8の地点 7の地点から方向角89度48分24秒の方向48.30mの地点

9の地点	8の地点から方向角179度48分27秒の方向111.93mの地点
10の地点	9の地点から方向角269度48分32秒の方向1.20mの地点
11の地点	10の地点から方向角179度48分39秒の方向5.15mの地点
(3) 面積	1,336.41m ²
5 埋立地の用途	漁港施設用地

北海道告示第1062号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第42条第1項の規定により、次のとおり公有水面の埋立てを承認した。

平成15年6月6日

北海道知事 高橋 はるみ

1 承認年月日 平成15年5月28日

2 承認を受けた国の官庁

- (1) 名称 北海道開発局函館開発建設部
- (2) 住所 函館市大川町1番27号
- (3) 代表者の氏名 函館開発建設部長 小泉 信男

3 埋立区域

- (1) 位置 瀬棚郡北檜山町字新成国有林412林班い小班地先の公有水面
- (2) 区域 次の①の地点から⑬の地点までを順次に結んだ線及び①の地点と⑬の地点とを結んだ線によって囲まれた区域

- ①の地点 2級基準点No.4 (X = -187,476.037、Y = -39,644.364) から方向角14度40分59秒の方向311.28mの地点
- ②の地点 ①の地点から方向角193度32分30秒の方向21.19mの地点
- ③の地点 ②の地点から方向角193度58分43秒の方向20.41mの地点
- ④の地点 ③の地点から方向角191度07分17秒の方向40.79mの地点
- ⑤の地点 ④の地点から方向角187度57分12秒の方向40.50mの地点
- ⑥の地点 ⑤の地点から方向角186度32分12秒の方向40.11mの地点
- ⑦の地点 ⑥の地点から方向角185度54分54秒の方向40.26mの地点
- ⑧の地点 ⑦の地点から方向角207度52分29秒の方向43.08mの地点
- ⑨の地点 ⑧の地点から方向角52度54分40秒の方向11.51mの地点
- ⑩の地点 ⑨の地点から方向角35度42分28秒の方向29.16mの地点
- ⑪の地点 ⑩の地点から方向角30度34分43秒の方向27.99mの地点
- ⑫の地点 ⑪の地点から方向角2度27分08秒の方向25.24mの地点
- ⑬の地点 ⑫の地点から方向角3度26分46秒の方向22.79mの地点
- ⑭の地点 ⑬の地点から方向角357度37分57秒の方向20.58mの地点

⑮の地点	⑭の地点から方向角12度29分07秒の方向54.12mの地点
⑯の地点	⑮の地点から方向角8度09分59秒の方向42.87mの地点
(3) 面積	3,130.23m ²

4 埋立てに関する工事の施行区域

- (1) 位置 瀬棚郡北檜山町字新成国有林412林班い小班地先
- (2) 区域 次の①の地点と⑰の地点とを結んだ線、⑰の地点から⑳の地点までを順次に結んだ線、㉓の地点と㉔の地点とを結んだ線、㉔の地点と㉕の地点とを結んだ線、㉕の地点から㉙の地点までを順次に結んだ線及び①の地点と㉙の地点とを結んだ線によって囲まれた区域

- ①の地点 2級基準点No.4 (X = -187,476.037、Y = -39,644.364) から方向角14度40分59秒の方向311.28mの地点
- ⑰の地点 ①の地点から方向角322度28分09秒の方向11.10mの地点
- ⑱の地点 ⑰の地点から方向角219度21分55秒の方向8.50mの地点
- ⑲の地点 ⑱の地点から方向角196度22分26秒の方向40.44mの地点
- ⑳の地点 ⑲の地点から方向角190度31分09秒の方向45.46mの地点
- ㉑の地点 ⑳の地点から方向角186度24分33秒の方向36.73mの地点
- ㉒の地点 ㉑の地点から方向角186度29分12秒の方向38.95mの地点
- ㉓の地点 ㉒の地点から方向角188度18分52秒の方向48.41mの地点
- ㉔の地点 ㉓の地点から方向角188度06分58秒の方向34.50mの地点
- ㉕の地点 ㉔の地点から方向角224度28分46秒の方向14.79mの地点
- ㉖の地点 ㉕の地点から方向角203度55分55秒の方向44.18mの地点
- ㉗の地点 ㉖の地点から方向角137度24分57秒の方向28.68mの地点
- ㉘の地点 ㉗の地点から方向角121度17分59秒の方向30.12mの地点
- ㉙の地点 ㉘の地点から方向角119度36分03秒の方向20.59mの地点
- ㉚の地点 ㉙の地点から方向角90度23分09秒の方向15.00mの地点
- ㉛の地点 ㉚の地点から方向角0度43分37秒の方向19.70mの地点
- ㉜の地点 ㉛の地点から方向角271度06分27秒の方向15.00mの地点
- ㉝の地点 ㉜の地点から方向角1度53分44秒の方向44.74mの地点
- ㉞の地点 ㉝の地点から方向角29度49分23秒の方向22.20mの地点
- ㉟の地点 ㉞の地点から方向角3度49分14秒の方向23.71mの地点
- ㊱の地点 ㉟の地点から方向角5度26分59秒の方向65.28mの地点
- ㊲の地点 ㊱の地点から方向角57度34分10秒の方向7.57mの地点
- ㊳の地点 ㊲の地点から方向角357度50分39秒の方向30.04mの地点
- ㊴の地点 ㊳の地点から方向角359度24分18秒の方向15.41mの地点
- ㊵の地点 ㊴の地点から方向角18度50分34秒の方向24.92mの地点

- ⑩の地点 ③の地点から方向角344度57分20秒の方向21.23mの地点
- ⑪の地点 ④の地点から方向角12度21分29秒の方向34.53mの地点
- ⑫の地点 ①の地点から方向角61度10分02秒の方向13.77mの地点
- ⑬の地点 ②の地点から方向角356度45分08秒の方向17.30mの地点
- ⑭の地点 ③の地点から方向角78度57分41秒の方向6.21mの地点
- ⑮の地点 ④の地点から方向角62度29分18秒の方向22.69mの地点
- ⑯の地点 ⑤の地点から方向角353度51分47秒の方向20.86mの地点
- ⑰の地点 ⑥の地点から方向角333度31分59秒の方向36.30mの地点
- ⑱の地点 ⑦の地点から方向角243度41分38秒の方向29.90mの地点
- ⑲の地点 ⑧の地点から方向角186度29分40秒の方向20.51mの地点

(3) 面積 18,099.54m²
 5 埋立地の用途 道路用地

北海道告示第1063号

公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第22条第1項の規定により、次のとおり公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

平成15年6月6日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 しゅん功認可の年月日 平成15年5月28日
- 2 しゅん功認可を受けた者
 - (1) 氏名又は名称 北海道
 - (2) 住 所 札幌市中央区北3条西6丁目
 - (3) 代表者の氏名 北海道知事 高橋はるみ
- 3 埋立区域
 - (1) 位 置 枝幸郡枝幸町山臼7995番2、8522番及び8170番地先の公有水面
 - (2) 区 域 次の①の地点から④の地点までを順次に結んだ線及び①の地点と④の地点とを結んだ線によって囲まれた区域
 - ①の地点 漁港原点(X=92,456.319、Y=33,811.785)から方向角127度48分15秒の方向92.03mの地点
 - ②の地点 ①の地点から方向角38度02分53秒の方向79.92mの地点
 - ③の地点 ②の地点から方向角128度02分51秒の方向20.30mの地点
 - ④の地点 ③の地点から方向角218度02分54秒の方向80.08mの地点
- (3) 面積 1,624.08m²
- 4 免許年月日及び番号 平成13年10月9日 砂防第24-8号指令

- 5 公有水面埋立法第22条第 枝幸町
3項の市町村名

北海道告示第1064号

釧路町東陽土地区画整理組合から、次のとおり理事が就任した旨、土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第29条第1項の規定による届出があった。

平成15年6月6日

北海道知事 高橋 はるみ

区分	就任年月日	氏名	住 所
就任	平成15.4.28	下川 明保	釧路市松浦町10番4号
同	同	増岡 重治	同 鳥取大通4丁目18番19号
同	同	伊藤 廣吉	釧路郡釧路町新開6丁目21番地1
同	同	板谷 俊英	同 河畔7丁目8番地
同	同	大澤 利雄	釧路市美原2丁目41番20号
同	同	金森 重影	釧路郡釧路町字別保原野南25線53番地12
同	同	川上 稔	同 豊美1丁目6番地11
同	同	佐々木陸夫	釧路市愛国東4丁目38番10号
同	同	穂積 松江	同 喜多町3番20号

北海道告示第1065号

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第39条第1項の規定により、次のとおり土地区画整理組合の定款の変更を認可した。

平成15年6月6日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 組合の名称 釧路町東陽土地区画整理組合
- 2 事務所所在地 釧路郡釧路町字別保原野南25線49番地
- 3 事業施行期間 平成4年9月16日から平成16年3月31日まで
- 4 施行地区 釧路郡釧路町字別保原野南24線、南24線東及び南25線の各一部
- 5 設立認可年月日 平成4年9月8日
- 6 変更の内容 過怠金、延滞金、督促手数料、役員の被選挙権、総代の定数及び総代の選挙権の変更
- 7 変更認可年月日 平成15年5月28日

北海道告示第1066号

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第39条第1項の規定により、次のとおり土地区

画整理組合の事業計画の変更を認可した。

平成15年6月6日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 組合の名称 釧路町東陽土地区画整理組合
- 2 事務所の所在地 釧路郡釧路町字別保原野南25線49番地
- 3 事業施行期間 平成4年9月16日から平成16年3月31日まで
- 4 施行地区 釧路郡釧路町字別保原野南24線、南24線東及び南25線の各一部
- 5 設立認可年月日 平成4年9月8日
- 6 変更の内容 事業施行期間及び資金計画の変更
変更前の事業施行期間
平成4年9月16日から平成15年3月31日まで
変更後の事業施行期間
平成4年9月16日から平成16年3月31日まで
- 7 変更認可年月日 平成15年5月28日

北海道告示第1067号

平成15年北海道告示第17号（平成15年度及び平成16年度における競争入札に参加する者に必要な資格等）の一部を次のように改正する。

平成15年6月6日

北海道知事 高橋 はるみ

第6の1の事項中(4)の事項を(5)の事項とし、(3)の事項を(4)の事項とし、(2)の事項の次に次の1事項を加える。

- (3) 一般土木工事、舗装工事、鋼橋上部工事、建築工事、電気工事、管工事、塗装工事、道路標識設置工事、機械器具設置工事、造園工事、農業土木工事、水産土木工事又は森林土木工事の資格を有する者であって、会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく更生手続開始の決定を受けたもの又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の決定を受けたもの

北海道告示第1068号

昭和53年北海道告示第3728号（北海道収入証紙の元売りさばき人及び売りさばき人の指定）の一部を次のように改正する。

平成15年6月6日

北海道知事 高橋 はるみ

- 2 売りさばき人の項社団法人北海道食品衛生協会の事項中「同 当別支所」を「同 石狩支所」に改め、同項北海道魚国株式会社の事項の次に次の1事項を加える。
不動 健治 平成15. 5.28 日高家畜保健衛生所窓口店

公 表

北見赤十字病院労働組合 執行委員長 西村 節子から、平成15年5月27日、次のとおり争議行為を行う旨、労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定による通知があった。

平成15年6月6日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 事 件 (1) 増員等の要求に関する係争
(2) 勤務体制等の要求に関する係争
(3) その他の要求に関する係争
- 2 日 時 平成15年6月9日午前0時以降本問題解決に至るまでの期間
- 3 場 所 北見赤十字病院において、北見赤十字病院労働組合の組合員が従事する全職場
- 4 概 要 あらゆる形の争議行為を行う。

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第30条第7項の規定により、普通肥料の検査の結果を次のとおり公表する。

平成15年6月6日

北海道知事 高橋 はるみ

平成14年度1～3月分

肥料の種類等	肥料の名称	保証票添付者	検査の概要		備考
			分析件数	検査のうち不合格点数	
混合有機質肥料	8.0混合水産肥料	株式会社カタクラフーズ	1	0	
副産動物質肥料	副産動物質肥料8：2	株式会社日興商事	1	0	

魚 廃 物 加 工 肥 料 8.0ニッカシ魚臓加工肥料 日本化学飼料株式会社 1 0

肥料取締法(昭和25年法律第127号)第30条第7項の規定により、特殊肥料の検査の結果を次のとおり公表する。

平成15年6月6日

北海道知事 高 橋 はるみ

平成14年1月~3月分

特殊肥料の指定名	生産業者、輸入業者若しくは販売業者又は表示者	届 出 名 (及び商品名)	検 査 の 結 果	備 考	
魚 か す	株式会社カタクラフーズ	魚かす	窒素全量	10.0%	現地当たり
			りん酸全量	7.4%	同
			加里全量	0.8%	同
			水分	8.6%	同
			窒素炭素比	3.7	
た い 肥	菊地 幸一	特殊有機堆肥(ボカシ)	窒素全量	0.46%	現物当たり
			りん酸全量	0.46%	同
			加里全量	0.40%	同
			窒素炭素比	15.82	同
た い 肥	有限会社オホーツク微生物研究所	北光有機S1号	窒素全量	1.91%	現物当たり
			りん酸全量	4.87%	同
			加里全量	2.05%	同
			窒素炭素比	17.87	同

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)第6条の規定により、道立噴火湾パノラマパークビジターセンター等整備運営事業を特定事業として選定し、同法第8条の規定により特定事業の選定に当たっての客観的評価の結果を平成15年5月30日に公表したので、その内容及び結果を次のとおり公表する。

なお、「次のとおり」は、省略し、建設部公園下水道課に備え置いて、一般の閲覧に供する。

平成15年6月6日

北海道知事 高 橋 はるみ

公 告

平成15年度宅地建物取引主任者資格試験の実施について、次のとおり通知があった。

平成15年6月6日

北海道知事 高 橋 はるみ

宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第16条の2第1項の規定による北海道知事の委任に係る平成15年度宅地建物取引主任者資格試験を次のとおり実施する。

平成15年6月6日

財団法人不動産適正取引推進機構理事長 小 野 邦 久

1 試験の日時 平成15年10月19日(日)午後1時から午後3時まで。ただし、宅地建物取引業法第16条第3項の規定により、国土交通大臣が指定する者が行う講習を受講し修了試験に合格した者で、試験の一部免除を受けようとする者(以下「指定講習修了者」という。)については、午後1時10分から午後3時まで

2 試験の場所 受験申込みの受付の際に指定する。

3 試験の内容 おおむね次の事項について行う。

- (1) 土地の形質、地積、地目及び種別並びに建物の形質、構造及び種別に関すること。
- (2) 土地及び建物についての権利及び権利の変動に関する法令に関すること。
- (3) 土地及び建物についての法令上の制限に関すること。
- (4) 宅地及び建物についての税に関する法令に関すること。
- (5) 宅地及び建物の需給に関する法令及び実務に関すること。
- (6) 宅地及び建物の価格の評定に関すること。
- (7) 宅地建物取引業法及び同法の関係法令に関すること。ただし、指定講習修了者については、(1)及び(5)に掲げる事項に関する問題を免除する。

なお、出題法令については、平成15年4月1日現在施行されているものによる。

4 試験の方法及び出題数

- (1) 方 法 4肢択一式の筆記試験による。
- (2) 出 題 数 50問。ただし、指定講習修了者については、45問とする。

5 受 験 資 格

年齢、性別、学歴等に関係なく、だれでも受験することができる。

6 試験案内及び受験申込書の配布

(1) 配 布 期 間

平成15年7月7日(月)から8月1日(金)まで。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。

(2) 配 布 場 所

社団法人北海道宅地建物取引業協会並びに同協会の小樽、函館、室蘭、苫小牧、空知、旭川、帯広、北見及び釧路の各支部

7 受験手数料 7,000円

8 受験申込み

(1) 申込期間

ア 団体受付

平成15年7月25日(金)の午前10時から午後3時まで。ただし、正午から午後1時までを除く。

イ 一般受付

平成15年7月28日(月)から8月1日(金)までの午前9時30分から午後4時30分まで。ただし、正午から午後1時までを除く。

(2) 申込場所

ア 団体受付 社団法人北海道宅地建物取引業協会

イ 一般受付 社団法人北海道宅地建物取引業協会並びに同協会の小樽、函館、室蘭、苫小牧、空知、旭川、帯広、北見及び釧路の各支部

なお、送付による場合は、社団法人北海道宅地建物取引業協会(郵便番号060-0001札幌市中央区北1条西17丁目1番地)あて、簡易書留、配達記録郵便等で申し込むこと(平成15年7月7日(月)から8月1日(金)までの日付の消印があるものに限り受け付ける。)

(3) 提出書類

ア 受験申込書(受験手数料納入済みを証する郵便振替払込受付証明書をはったもの)

イ 写真1葉(受験申込み前6月以内に撮影した上半身、無帽、正面向き、無背景のもので縦4.5センチメートルから5センチメートルまで、横3.5センチメートルから5センチメートルまでの間の大きさのもの)

ウ 指定講習修了者については、ア及びイに加えて講習修了者証(修了試験合格年月日)が試験実施日前3年以内のもの)

9 合格発表

(1) 発表の期日 平成15年12月3日(水)

(2) 発表の方法 8の(2)のイの場所に合格者一覧表を掲示するとともに、本人に合格証書を送付する。

10 その他

この試験についての問い合わせは、社団法人北海道宅地建物取引業協会(電話011-642-4422)にすること。

支 庁 告 示

北海道渡島支庁告示第7号

北海道種馬鈴しよ生産販売取締条例(昭和27年北海道条例第67号)第7条第1項の規定により、平成13年産から翌々年産までの種馬鈴しよ集荷販売業者の登録事項について、次のとおり変更する。

平成15年6月6日

北海道渡島支庁長 前 田 晃

〈変更前〉

登録番号	登録年月日	住 所	氏名又は名称	集荷地域
渡島第11号	平成14. 2.26	函館市宮前町33番13号	新函館農業協同組合 代表理事組合長 太田眞樹夫	北海道

〈変更後〉

登録番号	登録年月日	住 所	氏名又は名称	集荷地域
渡島第11号	平成14. 2.26	函館市宮前町33番13号	新函館農業協同組合 代表理事組合長 坂本 繁	北海道

北海道宗谷支庁告示第4号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定による次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成15年6月6日

北海道宗谷支庁長 佐 藤 俊 夫

- 開発区域又は工区に含まれる地域の名称 稚内市緑5丁目1610番地 ほか7筆
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名 稚内市恵比須4丁目6番10号 秋房 博行
- 開発許可年月日及び番号 平成13年9月21日 宗建指第13-2号指令

北海道網走支庁告示第12号

北海道種馬鈴しよ生産販売取締条例施行規則(昭和27年北海道規則第162号)第17条の3第1項の規定により、次のとおり種馬鈴しよ集荷販売業者の登録事項に変更があった旨の届

出があった。

平成15年6月6日

北海道網走支庁長 毛利 明 雄

〈変更事項〉

代表者の氏名及び集荷地域

〈変更前〉

登録番号	登録年月日	住 所	氏 名 又 は 名 称	集荷地域
網走第5号	平成13. 8.13	斜里郡斜里町本町36番地1	斜里町農業協同組合 代表理事組合長 富永 敏夫	斜里町、 中標津町 及び帯広市

〈変更後〉

登録番号	登録年月日	住 所	氏 名 又 は 名 称	集荷地域
網走第5号	平成13. 8.13	斜里郡斜里町本町36番地1	斜里町農業協同組合 代表理事組合長 濱田 幸博	全道一円

北海道胆振支庁告示第4号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条第1項の規定により、次のとおり一定の複数建築物を認定した。

平成15年6月6日

北海道胆振支庁長 野村 昌 信

- 1 認 可 番 号 第15 - 1号
- 2 認 定 年 月 日 平成15年5月26日
- 3 対 象 区 域 虻田郡虻田町字高砂町44 - 2の内
- 4 申請者の住所及び氏名 虻田郡虻田町字栄町58番地
虻田町長 長崎 良夫
- 5 縦覧図書の縦覧場所 北海道胆振支庁経済部建設指導課
虻田町経済部建設課

北海道十勝支庁告示第13号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する

協定の適用を受ける。

平成15年6月6日

北海道十勝支庁長 近藤 光 雄

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

ア ホイールローダ 2.7m³ 1台

イ ホイールローダ 1.3m³ 3台

ウ マニアスプレッダ 4台

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び要求仕様書による。

(3) 納 入 期 日 平成15年10月10日

(4) 納 入 場 所 北海道十勝支庁長が別途指示する場所

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 平成15年北海道告示第17号に規定する物品の購入の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

3 契約条項を示す場所

北海道帯広市東3条南3丁目 北海道十勝支庁総務部会計課

4 入札執行の場所及び日時

(1) 入 札 場 所 北海道帯広市東3条南3丁目 十勝合同庁舎4階A会議室（送付による場合は、郵便番号 080 - 8588 北海道十勝支庁総務部会計課）

(2) 入 札 日 時 平成15年7月23日 午前11時（送付による場合は、平成15年7月22日までに必着）

(3) 開 札 場 所 (1)に同じ。

(4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

5 入札保証金

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。

(2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。

6 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交 付 場 所 北海道帯広市東3条南3丁目 北海道十勝支庁総務部会計課

(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

7 落札者の決定方法

財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

8 契約書作成の要否

要

9 その他

(1) 開札の時に、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 入札金額等に係る消費税等の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。

(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名称 北海道十勝支庁総務部会計課
イ 所在地 郵便番号 080 - 8588 北海道帯広市東3条南3丁目
電話番号 0155 - 27 - 8508

(4) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(5) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。

(6) 入札の執行は、公開する。

(7) 詳細は、入札説明書による。

10 Summary

A . Nature and quantity of the products to be procured :

- a . Wheel Loder 2.7m³ 1
- b . Wheel Loder 1.3m³ 3
- c . Manure Spreader 4

B . Bid tendering date and time :

11 : 00 A. M., July 23, 2003

(If mailed, bids must arrive no later than July 22)

C . Contact :

Accounting Division, General Affairs Department,
Tokachi Subprefectural Office, Hokkaido Government,
Minami 3, Higasi 3, Obihiro, Hokkaido, 080-8588 Japan
Phone : 0155-27-8508

支 庁 公 告

次のとおりプロポーザルの提出を要請する。

平成15年6月6日

北海道留萌支庁長 真鍋俊彦

1 業務概要

- (1) 業務名 高齢者観光客にやさしい観光地づくり推進事業
- (2) 業務内容 留萌管内を訪れる高齢者観光客や今後、管内を訪れると想定される近隣主要都市（旭川市、札幌市等）の高齢者等に対し、管内観光施設、宿泊施設等の利用実態・要望や観光動向の調査を実施し、資料の収集と分析を行った上で調査報告書を作成する。
- (3) 履行期限 平成15年12月26日（金）

2 参加要件及び選定基準

- (1) プロポーザルの参加要件
 - ア 道税を滞納していない法人であること。
 - イ 道内法人又は道内に営業拠点を有する法人であること。
 - ウ 観光客動向調査若しくは当該調査に類する調査の実績を有していること又は創業間もない企業であっても、本委託業務に関する十分な調査及び分析の能力を有していること。
 - エ 消費税相当額を控除した総事業費に占める人件費の割合が、おおむね80パーセント以上確保できること。
 - オ 事業に従事する全労働者数に占める新規雇用の失業者の割合が、おおむね75パーセント以上で、新規雇用者の1人平均の実労働日数（計画）がおおむね45日以上あること。

(2) プロポーザルの選定基準

- ア 業務遂行能力
- イ 雇用計画への適合性
- ウ データ収集及び分析の内容
- エ 調査報告書

3 手続等

- (1) 担当部局
北海道留萌支庁経済部商工労働観光課
郵便番号 077 - 8585 北海道留萌市住之江町2丁目1 - 2
電話番号 0164 - 42 - 1511 内線 2427
ファクシミリ 0164 - 42 - 1937
メールアドレス rumoi.shoko20@pref.hokkaido.jp
- (2) プロポーザル説明書の交付期間、交付場所及び交付方法
ア 交付期間 平成15年6月6日(金)から23日(月)まで(土曜日及び日曜日を除く。交付時間は、午前9時から午後5時まで)
イ 交付場所 (1)に同じ。
ウ 交付方法 直接交付する(送付はしない。)
- (3) 参加表明書の提出期限、提出場所及び提出方法
ア 提出期限 平成15年6月24日(火)午後5時まで(必着)
イ 提出場所 (1)に同じ。
ウ 提出方法 持参又は送付(書留郵便等に限る。)
- (4) プロポーザルの提出期限、提出場所及び提出方法
ア 提出期限 平成15年7月2日(水)午後5時まで(必着)
イ 提出場所 (1)に同じ。
ウ 提出方法 持参に限る。
必要に応じてヒアリングを行う。
- 4 その他
(1) 手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
(2) 契約書作成の要否
要
(3) 関連情報を入手するための照会窓口
3の(1)に同じ。
(4) その他
ア 提出されたプロポーザルの内容についてヒアリングを行う。
イ 詳細は、プロポーザル説明書によること。

札幌医科大学告示

札幌医科大学告示第49号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成15年6月6日

札幌医科大学長 秋野豊明

- 1 落札に係る役務の名称及び数量
医療情報統合システム調査並びに詳細設計業務一式
- 2 落札を決定した日
平成15年5月13日
- 3 落札者の氏名及び住所
(1) 氏名 株式会社ハルク
(2) 住所 札幌市中央区大通西7丁目1番地1
- 4 落札金額
21円
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公示
平成15年札幌医科大学告示第38号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名称 札幌医科大学事務局病院課
(2) 所在地 札幌市中央区南1条西16丁目

札幌医科大学告示第50号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成15年6月6日

札幌医科大学長 秋野豊明

- 1 落札者に係る特定役務の名称及び数量
札幌医科大学医学部附属病院医療機器等中央管理業務一式
- 2 落札を決定した日
平成15年4月1日
- 3 落札者の氏名及び住所
(1) 氏名 株式会社ムトウテクノス
(2) 住所 札幌市中央区北2条西17丁目1 - 2
- 4 落札金額
96,180,000円
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の告示

<p>平成15年札幌医科大学告示第19号</p> <p>7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地</p> <p>(1) 名称 札幌医科大学事務局業務課</p> <p>(2) 所在地 札幌市中央区南1条西16丁目</p>	<p>540,750円</p> <p>(5) 契約の相手方を決定した手続 随意契約</p> <p>(6) 随意契約のよった理由 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第6号の規定による。</p>												
<p>道教育庁釧路教育局告示</p>													
<p>北海道教育庁釧路教育局告示第6号</p> <p>次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。</p> <p>平成15年6月6日</p> <p style="text-align: right;">北海道教育庁釧路教育局長 木村 征 範</p>	<p>3 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地</p> <p>(1) 名称 北海道教育庁釧路教育局企画総務課</p> <p>(2) 所在地 郵便番号 085 - 0835 北海道釧路市浦見2丁目1番1号</p>												
<p>1 落札に係る物品等の名称及び数量</p> <p>(1) 物品等の名称 パーソナルコンピュータ 一式 84台（普通科×2校）</p> <p>(2) 落札者を決定した日 平成15年5月6日</p> <p>(3) 落札者の氏名及び住所 ア 氏 名 日立キャピタル株式会社 イ 住 所 東京都港区西新橋2丁目15番12号</p> <p>(4) 落札金額（一月当たりの単価） 514,500円</p> <p>(5) 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札</p> <p>(6) 一般競争入札の公告 平成15年北海道教育庁釧路教育局告示第5号</p> <p>2 随意契約に係る物品等の名称及び数量</p> <p>(1) 物品等の名称 パーソナルコンピュータ 一式 74台（職業科×2校）</p> <p>(2) 随意契約の相手方を決定した日 平成15年5月9日</p> <p>(3) 随意契約の相手方の氏名及び住所 ア 氏 名 松下リース・クレジット株式会社 イ 住 所 大阪市中央区高麗橋1丁目6番6号</p> <p>(4) 随意契約の係る契約金額（一月当たりの単価）</p>	<p style="text-align: center;">道 収 用 委 員 会 告 示</p> <p>北海道収用委員会告示第3号</p> <p>土地収用法（昭和26年法律第219号）第46条第2項の規定に基づき次の者に通知すべき次の書類は、当収用委員会事務局（札幌市中央区北3条西6丁目北海道庁内）において保管してあるので、当該者は、出頭の上受領されたい。</p> <p>なお、当該書類を受領しないときは、平成15年6月20日をもって同項の規定に基づく通知があったものとみなされる。</p> <p style="text-align: right;">平成15年6月6日</p> <p style="text-align: right;">北海道収用委員会会長 文 仙 俊 一</p> <p>1 書類の名称 審理の開始通知書（平成15年5月28日付け北収第8 - 10号北海道収用委員会会長通知）</p> <p>2 書類の交付を受けるべき者の住所及び氏名並びに収用しようとする土地の所在・地番</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">住 所</td> <td style="width: 30%;">氏 名</td> <td style="width: 40%;">収用しようとする土地の所在・地番</td> </tr> <tr> <td>不 明</td> <td>谷 地 政 章</td> <td>函館市昭和2丁目185番2</td> </tr> <tr> <td colspan="3">（最後の住所）</td> </tr> <tr> <td colspan="3">東京都江戸川区東瑞江2丁目18番地 瑞江組</td> </tr> </table>	住 所	氏 名	収用しようとする土地の所在・地番	不 明	谷 地 政 章	函館市昭和2丁目185番2	（最後の住所）			東京都江戸川区東瑞江2丁目18番地 瑞江組		
住 所	氏 名	収用しようとする土地の所在・地番											
不 明	谷 地 政 章	函館市昭和2丁目185番2											
（最後の住所）													
東京都江戸川区東瑞江2丁目18番地 瑞江組													
<p>道 公 安 委 員 会 告 示</p>													
	<p>北海道公安委員会告示第55号</p> <p>平成11年北海道公安委員会告示第34号（風俗営業の営業時間の特例の日の指定）の一部を次のように改正する。</p> <p style="text-align: right;">平成15年6月6日</p>												

北海道公安委員会委員長 佐野文男

表中

7	7、8、9	厚岸港まつり	厚岸町
---	-------	--------	-----

を

7	5、6、7	厚岸港まつり	厚岸町
---	-------	--------	-----

に、

7	13、14、15	巖島神社祭典	釧路市
---	----------	--------	-----

を

7	12、13、14	巖島神社例大祭	釧路市
---	----------	---------	-----

に、

7	17、18、19	別海神社祭典	別海町
---	----------	--------	-----

7	20、21、22	中標津神社例大祭	中標津町
---	----------	----------	------

を

7	20、21、22	北見ぼんちまつり	北見市
---	----------	----------	-----

7	17、18、19	別海神社例大祭	別海町
---	----------	---------	-----

7	19、20、21	北見ぼんちまつり	北見市
---	----------	----------	-----

に、

7	20、21、22	中標津神社例大祭	中標津町
---	----------	----------	------

7	27、28、29	紋別観光港まつり	紋別市
---	----------	----------	-----

7	27、28、29	むろらん港まつり	室蘭市
---	----------	----------	-----

を

7	27、28、29	小樽潮まつり	小樽市
---	----------	--------	-----

7	26、27、28	紋別観光港まつり	紋別市
---	----------	----------	-----

7	26、27、28	むろらん港まつり	室蘭市
---	----------	----------	-----

に、

7	26、27、28	小樽潮まつり	小樽市
---	----------	--------	-----

8	2、3、4	旭川夏まつり	旭川市
---	-------	--------	-----

を

8	1、2、3	旭川夏まつり	旭川市
---	-------	--------	-----

に、

8	3、4、5	くしろ港まつり	釧路市
8	4、5	定山溪かっぱまつり	札幌市南区 定山溪温泉
8	4、5	滝川しぶき祭り	滝川市
8	4、5	温根湯温泉まつり	留辺蘂町
8	5、6、7	名寄神社祭典	名寄市

を

8	2、3、4	くしろ港まつり	釧路市
8	3、4	第39回定山溪かっぱまつり	札幌市南区 定山溪温泉
8	3、4	滝川しぶき祭り	滝川市
8	3、4	温根湯温泉まつり	留辺蘂町
8	5、6、7	名寄神社例大祭	名寄市

に改める。